

輸出物品販売場制度に関するQ & A  
(リファンド方式)

- ・ このQ & A (リファンド方式) は、令和8年11月1日から実施されるリファンド方式後の輸出物品販売場制度を説明したQ & Aです。

令和8年7月

国税庁消費税室

## 凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

- 消法 . . . . . 所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）による改正後の令和 8 年 11 月 1 日以降適用される消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 消令 . . . . . 消費税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 125 号）による改正後の令和 8 年 11 月 1 日以降適用される消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
- 消規 . . . . . 消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年財務省令第 22 号）及び消費税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年財務省令第 19 号）による改正後の令和 8 年 11 月 1 日以降適用される消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）
- 電子帳簿保存法 . . . . . 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）
- 電子帳簿保存法規則 . . . . . 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号）
- 消基通 . . . . . 令和 7 年 4 月 1 日付課消 2 - 4 ほか 9 課共同「消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」による改正後の令和 8 年 11 月 1 日以降適用される消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 免税販売管理システム API 仕様書 . . . . . 免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分）

## 《 目 次 》

### I 輸出物品販売場制度の概要等

#### 1 輸出物品販売場制度の概要

(輸出物品販売場制度の概要)

問1 輸出物品販売場制度の概要を教えてください。…………… 1

(輸出物品販売場の種類)

問2 輸出物品販売場には、どのような種類がありますか。…………… 2

#### 2 免税購入対象者

(免税購入対象者の意義)

問3 「免税購入対象者」とはどのような者をいうのですか。…………… 3

(旅券に上陸許可の証印が押印されていない場合)

問4 旅券に上陸許可の証印が押印されておらず、免税購入対象者であるかどうかを確認できない場合、どうしたらよいですか。…………… 3

(日本国籍を有する者が免税購入対象者であることの確認)

問5 日本国籍を有する者に免税販売手続を行う場合、一定の書類の提示を受けて、免税購入対象者であることを確認する必要があるとのことですが、具体的にはどのように行うのですか。…………… 4

#### 3 免税対象物品

(免税対象物品)

問6 輸出物品販売場制度によりその販売が免税の適用対象となる物品について教えてください。…………… 6

(事業用のための購入)

問7 出国時に所持して持ち出す(輸出する)ことがおよそ困難である数量の物品の購入であるなど、免税購入対象者が事業用や販売用として購入すると見込まれる場合であっても、輸出物品販売場制度による免税の適用対象となりますか。…………… 7

#### 4 輸出物品販売場に異動があった場合の手続等

(輸出物品販売場を移転する場合)

問8 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を移転する予定ですが、どのような手続が必要ですか。…………… 8

(本店所在地を移転した場合)

問9 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を運営していますが、この度、本社ビルの移転に伴い本店所在地が変更となりました。この場合にはどの

<p>ような手続が必要ですか。なお、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の移転はありません。……………</p> <p>(輸出物品販売場等に関する事項を変更した場合の届出)</p> <p>問10 輸出物品販売場等に関する事項を変更した場合、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出するとのことですが、この変更届出書はどのような場合に提出が必要ですか。……………</p> <p>(吸収合併や営業譲渡、相続があった場合)</p> <p>問11 吸収合併、営業譲渡又は相続により、輸出物品販売場を引き継ぐ場合には、どのような手続が必要ですか。……………</p> <p>(輸出物品販売場を廃止する場合)</p> <p>問12 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている店舗を経営していますが、この度、その店舗を閉鎖することになりました。この場合、どのような手続が必要ですか。……………</p> <p>(消費税の免税事業者の場合)</p> <p>問13 消費税の免税事業者の場合でも、輸出物品販売場としての許可を受けることはできますか。……………</p>	<p>8</p> <p>8</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p>
--	---

## II 一般型輸出物品販売場制度

### 1 一般型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(一般型輸出物品販売場の許可申請手続・許可要件)

問14 一般型輸出物品販売場の許可申請手続や許可を受けるための要件について教えてください。…………… 13

(複数の一般型輸出物品販売場に係る許可申請)

問15 複数の販売場について、一般型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、申請方法を教えてください。…………… 15

### 2 免税販売手続の方法等

(免税販売手続の方法等)

問16 一般型輸出物品販売場における免税販売手続の方法等について教えてください。…………… 16

(免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報)

問17 免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。…………… 19

(免税購入対象者への説明内容やその方法)

問18 免税購入対象者に対する説明は、口頭で行わなければならないのですか。…… 20

(オーダーメイド商品の販売)

問19 当社は顧客から注文を店頭で受け商品を製作した後、改めて来店いただき商品を引き渡すオーダーメイド商品の販売を行っています。この場合、免税販売手続はいつ行うのか教えてください。…………… 21

### 3 購入記録情報の提供等

(購入記録情報の提供の概要)

問20 購入記録情報の提供の概要について教えてください。…………… 22

(購入記録情報の記録事項)

問21 購入記録情報として提供する事項について、具体的に教えてください。…………… 22

(購入記録情報の作成・提供の単位)

問22 購入記録情報はどの単位で作成し、国税庁(免税販売管理システム)に提供することとなりますか。…………… 23

(購入記録情報が提供できない場合)

問23 輸出品販売場の電気通信回線の故障で購入記録情報を販売時に提供できない場合、どのような対応が必要ですか。…………… 23

(税関確認情報の取得の概要)	
問 24	税関確認情報の取得の概要について教えてください。…………… 24
(購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行うために必要な手続)	
問25	購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行うために必要な手続を教えてください。…………… 25
(輸出物品販売場許可申請書に記載する電子メールアドレス)	
問26	「輸出物品販売場許可申請書」に購入記録情報の提供等の方法に関する事項として記載する電子メールアドレスについて教えてください。…………… 27
(電子証明書(クライアント証明書)の発行要否の判断)	
問27	輸出物品販売場の許可を受けようとする際に検討することとなる電子証明書(クライアント証明書)の発行要否について、どのように判断すればよいですか。…………… 28
(電子証明書(クライアント証明書)の有効期限等)	
問28	電子証明書(クライアント証明書)に有効期限・利用料金があれば教えてください。…………… 29
(複数の承認送受信事業者への委託)	
問29	当社は、輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を承認送受信事業者(A社)へ委託していますが、これから新たに設ける販売場に係る購入記録情報の提供等は別の承認送受信事業者(B社)に委託しようと考えています。このように複数の承認送受信事業者に購入記録情報の提供等を委託することはできますか。…………… 29
(購入記録情報の提供等の方法の変更等)	
問30	購入記録情報の提供等の方法として、当初「輸出物品販売場許可申請書」に記載した方法を変更したい場合や電子証明書(クライアント証明書)の発行を新たに受ける必要が生じた場合等の手続について教えてください。…………… 30
(購入記録情報及び税関確認情報の保存)	
問31	国税庁(免税販売管理システム)に提供した購入記録情報や国税庁(免税販売管理システム)から取得した税関確認情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。…………… 31
4 税関による確認	
(税関での持出し確認)	
問32	免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことについての税関での確認はどのように行われますか。…………… 32
(V J Wを通じたオンラインによる持出し確認)	
問33	一部の空港では、空港に設置してある免税手続用の端末のほか、オンラインで

税関の確認を行うことができるとのことですが、その概要を教えてください。…………… 33

(クルーズ船を利用した場合の税関での持出し確認)

問34 日本国外(海外)発着のクルーズ船を利用する場合や日本発着のクルーズ船(日本から出発し、海外寄港後に日本に戻る航路)を利用した後に国内の空港から出国する場合(いわゆるフライ&クルーズの場合)、税関での確認はどのように行われますか。…………… 34

(旅券の紛失・再発行があった場合)

問35 私は、輸出物品販売場で旅券を提示して免税購入を行った後、その旅券を紛失したため、在日領事館で旅券の再発行を受け、新しい旅券でも免税購入を行いました。このような場合、出国時(税関での確認を受ける際)に注意すべき点はありますか。…………… 34

(税関での確認の期限)

問36 免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことについての税関での確認は、いつまでに受ける必要がありますか。…………… 34

(税関による確認の単位)

問37 免税購入対象者が免税対象物品を国外に持ち出す(輸出する)ことにつき、税関の確認を受ける際、購入記録情報に含まれる商品のうち、一部の商品しか所持していなかった場合にはどのような取扱いとなるのか教えてください。…………… 35

(免税購入対象者が免税対象物品を購入後、出国までの間に飲食等した場合)

問38 免税販売手続きを行い販売した食品について、購入した免税購入対象者から、出国前に当該食品を飲食したとの申出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。…………… 36

(免税対象物品の国内での消費や使用)

問39 免税購入対象者から、「出国までの間に輸出物品販売場で購入した免税対象物品を国内で消費又は使用した場合、どうなりますか。」との問合せがありました。輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。…………… 37

(免税購入対象者が消費税相当額を即時徴収された場合の免税の適用)

問40 当社が免税販売手続きを行った商品について、免税購入対象者から「出国前に税関で消費税相当額の徴収をされた。」との申出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。…………… 38

5 直送、別送の取扱い

(免税購入対象者が輸出物品販売場から免税対象物品を国外へ直送する場合)

問41 免税購入対象者が輸出物品販売場から免税対象物品を国外へ直送することにより免税の適用を受ける場合の手続きを教えてください。…………… 39

(免税購入対象者の依頼に基づき事業者自らが国外へ商品を輸出する場合)	
問42 免税購入対象者の依頼に基づき、輸出物品販売場を運営する事業者自らが国外へ商品を輸出する場合、免税の適用を受けることができますか。……………	40
(別送の取扱い)	
問43 輸出物品販売場で購入した免税対象物品を免税購入対象者がEMS郵便物等を用いて国外に発送(いわゆる別送)した場合の取扱いについて教えてください。……………	41
6 免税販売手続の委託	
(免税販売手続の委託制度の概要等)	
問44 免税販売手続の委託制度の概要や、輸出物品販売場を運営する事業者が免税販売手続を承認免税手続事業者に委託する場合に必要な税務署への届出手続について、教えてください。……………	42
(免税販売手続の併用)	
問45 一般型輸出物品販売場を運営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができるのですが、例えば閑散期は自ら免税販売手続を行い、繁忙期は承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることは可能でしょうか。……………	44
(複数の承認免税手続事業者への委託)	
問46 一の一般型輸出物品販売場が複数の承認免税手続事業者と契約し、複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託することはできますか。……………	44
(委託先の承認免税手続事業者の変更等)	
問47 当社が経営する輸出物品販売場について、承認免税手続事業者に免税販売手続を委託していますが、委託先の承認免税手続事業者が変更、追加となる場合や、承認免税手続事業者への委託をやめて自ら販売場で免税販売手続を行うこととした場合の届出手続を教えてください。……………	45
(承認免税手続事業者の承認申請手続・承認要件)	
問48 承認免税手続事業者の承認申請手続や承認を受けるための要件について教えてください。……………	45
(一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務)	
問49 一般型輸出物品販売場を運営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の一般型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。……………	47
(承認免税手続事業者における免税手続カウンターの移転等の手続)	
問50 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、免税手続カウンターを新たに設置する場合や移転する場合の手続について教えてください。……………	47

(承認免税手続事業者が行う免税販売手続)	
問51 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。……………	48
(免税販売手続に関する記録の保存)	
問52 承認免税手続事業者は、委託を受けて行った免税販売手続に関して、何か記録を保存する必要がありますか。……………	49
(免税手続カウンターにおける購入下限額の判定に係る合算の特例)	
問53 一般型輸出物品販売場から委託を受けて免税販売手続を行う免税手続カウンターにおいて、その物品の販売価額(税抜)の合計額が免税販売手続の対象となる下限額以上かの判定に係る合算の特例があるとのことですが、その概要について教えてください。……………	49
<b>7 振替処理関係</b>	
(課税売上げから免税売上げへの振替方法)	
問54 課税売上げとして処理した免税対象物品の販売について、税関確認情報を取得し保存した場合、免税売上げに振り替える処理が必要とのことですが、税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う必要があるのですか。……………	51
(免税対象物品を販売した課税期間後に税関確認情報を保存した場合の処理)	
問55 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合、どのように処理すればよいのですか。……………	52
(販売時の適格請求書の交付)	
問56 免税購入対象者に対して免税対象物品を税込価格(課税)で販売することですが、この販売について、適格請求書(インボイス)を交付する必要はありますか。……………	54
<b>8 返金手続関係</b>	
(返金手続の主体)	
問57 税関確認情報を取得した後に、免税購入対象者に消費税相当額を返金することですが、この返金手続について教えてください。……………	55
(返金手続に当たり必要な資格等)	
問58 当社は輸出物品販売場を営む事業者から委託を受け、免税購入対象者へ返金手続を行うことを検討しています。この返金手続に当たり、必要となる資格等はありますか。……………	55
(税関の確認後に返金が行えなかった場合の処理)	
問59 免税購入対象者に対する返金処理を行おうとしたところ、返金先口座番号の記載誤りがあり、返金が行えませんでした。この場合、返金できなかった消費税相当額はどのように処理すれば良いか教えてください。……………	56

### Ⅲ 自動販売機型輸出物品販売場制度

(自動販売機型輸出物品販売場の概要)

問60 自動販売機型輸出物品販売場の概要を教えてください。…………… 57

(自動販売機型輸出物品販売場の許可申請手続・許可要件)

問61 自動販売機型輸出物品販売場の許可申請手続や許可を受けるための要件について教えてください。…………… 58

(許可を受けた販売場に設置する自動販売機を変更した場合)

問62 自動販売機型輸出物品販売場として許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合の手続について教えてください。…………… 59

#### IV 承認送受信事業者

(承認送受信事業者の概要)

問63 承認送受信事業者の概要を教えてください。…………… 60

(承認送受信事業者の承認申請手続・承認要件)

問64 承認送受信事業者の承認申請手続や承認を受けるための要件について教えてください。…………… 60

(承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報等の提供方法)

問65 承認送受信事業者が提供した購入記録情報又は取得した税関確認情報について、輸出物品販売場を経営する事業者に提供する方法を具体的に教えてください。…………… 61

(承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行った場合の輸出物品販売場を経営する事業者における購入記録情報等の保存(クラウドサービス等の利用))

問66 当社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得は、承認送受信事業者に委託しています。その購入記録情報及び税関確認情報について、承認送受信事業者が所有するサーバ内に保存することを考えていますが、このような保存方法は認められますか。なお、そのサーバは、当社が経営する輸出物品販売場に設置しているパソコンから直接アクセス可能であり、そのサーバに保存しているこれらの情報を必要に応じて閲覧し、書面で印刷することが可能です。…………… 62

(「承認送受信事業者」と「承認免税手続事業者」の兼務)

問67 当社は、承認免税手続事業者として、委託を受けて一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行っています。その一般型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得についても当社で行うことを検討していますが、可能ですか。…………… 62

(フランチャイズ店舗の対応)

問68 当社は、自社ブランド商品の販売についてフランチャイズ展開をしており、フランチャイズ本部として、加盟店との間において、独自のシステムで連携することにより、各加盟店の売上等をリアルタイムに集約しています。当該システムを改修し、輸出物品販売場の許可を受けている各加盟店の購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得について当社が行うことを検討していますが、それは可能ですか。また、当社が他の承認送受信事業者と契約し、その承認送受信事業者が各加盟店に係る購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行うことは可能ですか。なお、当社は自社ブランド商品について直営店を有しておらず、輸出物品販売場の許可を受けていません。…………… 63

(自社とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を行う場合)

問69 当社は、自ら輸出物品販売場を経営しており、保有するシステムで自ら購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行っています。当社には輸出物品販売

場を経営する別のグループ会社があり、このグループ会社が経営する輸出物品販売場の購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得についても当社が保有するシステムで行いたいと考えていますが、それは可能ですか。また、可能な場合にはどのようなことに注意すればよいですか。…………… 64

(承認送受信事業者における購入記録情報の提供等に係る事務に関する記録の保存)

問70 承認送受信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得に係る記録の保存について教えてください。…………… 65

## V 臨時販売場制度

(臨時販売場制度の概要)

問71 臨時販売場制度の概要を教えてください。…………… 66

(臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続・承認要件)

問72 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続や承認を受けるための要件について教えてください。…………… 66

(臨時販売場設置の届出)

問73 臨時販売場設置の届出手続について教えてください。…………… 68

(臨時販売場設置届出書の事後提出)

問74 当社は、百貨店の期間限定イベント(夏季限定(3か月間)のイベントであり、出店する販売場は当該イベント終了をもって閉鎖します。)に出店していますが、免税販売手続を行う準備が整わなかったことから、販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することができませんでした。出店後に免税販売手続を行う準備が整い、「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、その提出日の翌日以後の期間について、臨時販売場制度による免税の適用を受けることができますか。なお、当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。…………… 69

(臨時販売場の免税販売手続を受託している承認免税手続事業者の免税手続カウンターにおける購入下限額の判定に係る合算の特例)

問75 当社は、一般型輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて、承認免税手続事業者として、免税カウンターで当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続を行っていますが、今般、夏季限定イベント(3か月間のイベント)へ出店する事業者から委託を受けて、その出店する臨時販売場の免税販売手続も行うこととなりました。この場合、免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続の対象となる下限額(5千円)の判定は、既に委託を受けている一般型輸出物品販売場の販売価額と臨時販売場の販売価額とを合算して行うことができますか。…………… 70

(臨時販売場に関する事項を変更した場合の届出)

問76 臨時販売場に関する事項(その名称や設置期間、所在地、免税販売手続又は購入記録情報の提供等の委託の有無、指定自動販売機の指定番号又は管理番号等)を変更した場合の手続について教えてください。…………… 70

(設置期間が7月を超えることとなった場合)

問77 4か月設置するとして届出を行った臨時販売場について、期間を延長し、1年間設置することとなりました。4か経過後も引き続き輸出物品販売場制度による免税の適用を受けたい場合、どのような手続が必要ですか。…………… 71

(継続予定の販売場)

- 問78 当社は、ショッピングモールのテナントとして出店を考えています。当該テナントの賃貸借契約は6か月ですが、当該期間経過後も、賃貸借契約を更新して、出店を継続する予定です。臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合、当該販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該販売場は輸出物品販売場とみなされることになりますか。なお、賃貸借契約書には自動更新についての定めはありません。..... 72

(臨時販売場における購入記録情報の提供)

- 問79 臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場における購入記録情報の提供について教えてください。..... 72

(臨時販売場に係る購入記録情報及び税関確認情報の保存)

- 問80 当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場に係る購入記録情報及び税関確認情報の保存について教えてください。..... 73

## VI 免税販売管理システム

### 1 免税販売管理システムの概要

(免税販売管理システムの概要)

問81 免税販売管理システムの概要について教えてください。…………… 74

### 2 送受信環境

(インターネット回線等に接続可能な環境の準備)

問82 購入記録情報の提供や税関確認情報の取得を行うためには、必ずインターネット回線等に接続可能な環境を準備しなければならないのですか。…………… 75

(インターネット回線以外の通信回線)

問83 当社のセキュリティポリシーの関係から、お客様の個人情報が含まれる購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得については、インターネット回線以外の通信回線で行いたいのですが、どのような方法が可能ですか。…………… 75

(購入記録情報の送信、税関確認結果の照会に係るソフトウェア)

問84 国税庁が運用する免税販売管理システムやe-Taxにおいて、購入記録情報を送信、税関確認結果の照会を行う機能はありますか。…………… 75

(購入記録情報、税関確認結果のデータ仕様)

問85 購入記録情報の送信、税関確認結果の照会の具体的なデータ仕様(データ型、桁数、チェック条件等)について教えてください。…………… 76

(テスト環境)

問86 開発したシステムの設計や機器のセットアップが正常かどうか事前に確認することはできますか。…………… 76

(本番環境へのテスト送信)

問87 機器の立ち上げ時や店舗での日々の販売業務を開始する前等に、実際に行われると想定される取引に係る購入記録情報を本番環境にテスト送信することにより、免税販売管理システムと正常に接続が行われているか確認することは可能ですか。…………… 76

### 3 購入記録情報の送信

(購入記録情報の受信結果通知が返却されない場合)

問88 免税販売管理システムに購入記録情報の送信を行いました。受信結果通知が返却されませんでした。この場合はどのように対応すればよいですか。…………… 77

(購入記録情報の送信結果の照会)

問89 これまでに送信した購入記録情報の受付状況について、後日、免税販売管理システムで照会する機能はありますか。…………… 77

(エラーコードを含む受信結果通知への対応ができない場合)

- 問90 購入記録情報の送信後、免税販売管理システムから購入記録情報を受け付けていない旨の受信結果通知の返却があり、エラーコードが設定されていた場合において、既に免税購入対象者がその場を離れ、必要な情報の補正ができませんでした。この場合どうなりますか。…………… 78

(必須項目の誤送信)

- 問91 旅券番号や輸出物品販売場の識別符号を間違えて入力した購入記録情報を送信したところ、免税販売管理システムから正常に受信した旨の受信結果通知が返却されました。この場合、どうすればよいですか。…………… 78

(旅券等の情報の具体的な設定)

- 問92 免税購入対象者の旅券等の情報は具体的にどのように設定すればよいですか。…………… 78

(品名の設定内容)

- 問93 当社の商品管理システムでは、具体的な商品名のほか、JANコード、当社独自の商品分類コード、型番、メーカー名等の詳細な情報を有していますが、購入記録情報の品名として何を設定するのですか。…………… 80

(商品分類の設定)

- 問94 購入記録情報の任意項目である「商品分類」はどのようなものでしょうか。任意項目のため、設定しなくてもよいでしょうか。…………… 80

(商品情報詳細の設定内容)

- 問95 販売した商品の単価(税抜価額)が100万円以上の場合に設定することとされている「免税対象物品を特定するに足りる事項」(商品情報詳細)には、具体的にはどのような情報を設定するのか教えてください。…………… 81

(同一商品を複数販売した場合の商品情報詳細の設定)

- 問96 同一商品を複数販売した場合、購入記録情報には通常、「品名A、数量2個、単価〇円、販売価額〇円」など一の物品情報として設定していますが、単価(税抜価額)が100万円以上の同一商品(シリアル番号が異なるもの)を複数販売した場合も同様に、一の物品情報としてまとめて設定することはできますか。…………… 83

(100万円未満の商品に係る商品情報詳細の設定)

- 問97 販売した商品の単価(税抜価額)が100万円未満の場合は、「免税対象物品を特定するに足りる事項」(商品情報詳細)は任意項目とされているため、設定しなくてもよいでしょうか。…………… 84

(返品・取消し)

- 問98 免税購入対象者に免税対象物品を販売して購入記録情報を送信した後、販売した商品の返品を受け、販売額を返金した場合、どのような対応が必要ですか。…………… 84

(購入記録情報のデータ追越し)

- 問99 返品や取消しに伴う購入記録情報の修正データは、当初の購入記録情報より後に免税販売管理システムで受け付けられる必要がありますか。…………… 85

(販売価額の設定)

- 問100 輸出物品販売場で免税購入対象者に対して行う免税対象物品の販売は、税関確認情報の取得・保存により免税が成立するため、免税対象物品の販売の際は税抜価格(免税)ではなく税込価格(課税)で販売していますが、購入記録情報の「販売価額」欄は税抜価額、税込価額のいずれを設定すればよいですか。… 85

(セット販売)

- 問101 複数の商品を組み合わせて価格設定を行っている免税対象物品を販売した場合に、個々の商品ごとに購入記録情報の物品情報として記録するとき、販売価額をどのように入力すればよいですか。…………… 85

(値引き)

- 問102 免税購入対象者へ免税対象物品の販売を行う際、商品の値引きを行いました。この場合の購入記録情報の記録項目である単価や販売価額について教えてください。…………… 86

(複数の物品に適用される値引き)

- 問103 特定の商品を組み合わせて購入した場合に適用される値引きや販売総額からの値引きについてどのように対応すればよいですか。…………… 87

(端数処理)

- 問104 購入記録情報の価額等の各記録項目は、整数値で送信することとされていますが、計算の過程で生じる1円未満の端数はどのように処理すればよいですか。…………… 87

## 4 税関確認結果照会

(税関確認結果の取得方法)

- 問105 免税販売管理システムから税関確認結果を取得する方法を教えてください。… 88

(税関確認結果の「日時指定」に設定する識別符号)

- 問106 税関確認結果を日時指定の方式でリクエストする場合、送信者識別符号又は販売場識別符号を設定することですが、どちらを設定するかで違いはあるのですか。…………… 88

(税関確認結果の照会時の制限)

- 問107 税関確認結果を照会する際の制限(権限)について教えてください。…………… 89

(税関確認結果と購入記録情報の照合)

- 問108 税関確認結果を日時指定の方式により取得しましたが、税関確認結果に対応する購入記録情報を確認する方法として、どのような方法がありますか。…………… 90

(税関確認結果が0件となる場合)

問109 税関確認結果照会を行いました。その結果が0件で返却されました。結果が0件となるケースはどのような場合か教えてください。また、エラーが返却される場合との違いを教えてください。..... 90

(税関確認結果の見方)

問110 免税販売管理システムから返却される税関確認結果の見方を教えてください。..... 91

# I 輸出物品販売場制度の概要等

## 1 輸出物品販売場制度の概要

(輸出物品販売場制度の概要)

問1 輸出物品販売場制度の概要を教えてください。

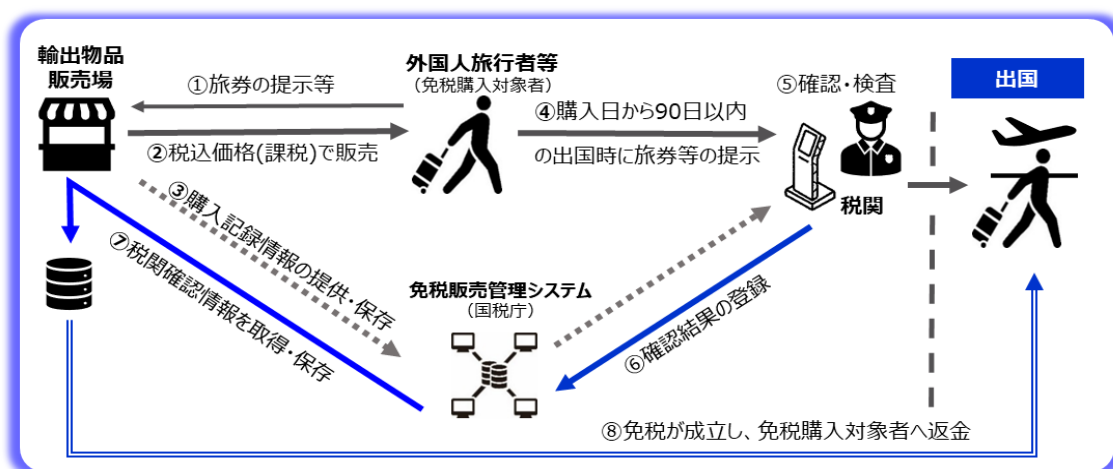
【答】

「輸出物品販売場制度」とは、輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者（問3参照）に対して、その輸出物品販売場において、免税対象物品（問6参照）を一定の方法で販売し、免税購入対象者がその免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認（問32参照）を受けた場合に、消費税が免除（免税）される制度です（消法8①、消令18①～③、消規6、6の3）。

輸出物品販売場での免税販売手続から免税適用及び返金までの流れは次のとおりです。

- ・ 輸出物品販売場において、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して一定の方法により税込価格（課税）で免税対象物品を販売します。
- ・ 免税購入対象者は、その免税対象物品を国外に持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けます。
- ・ 輸出物品販売場を経営する事業者は、その販売情報等（購入記録情報）及び免税対象物品の持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けます。
- ・ 輸出物品販売場を経営する事業者は、税関確認情報に基づき、販売時に消費税課税とした商品の消費税相当額を免税購入対象者に返金（リファンド）します。

(リファンド方式のイメージ)



なお、輸出物品販売場を開業しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、販売場ごとに、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります（消法8⑦、消令18の2①）。

(注) 1 輸出物品販売場を開設しようとする事業者について、例えば販売委託の形態を採る場合は委託者が、いわゆる消化仕入れの形態を採る場合（売り場であるテナントから百貨店や大型小売店等が商品を仕入れ免税販売を行う場合）は百貨店や大型小売店等が、通常は該当します。

2 空港の出国審査通過後の制限エリアに販売場を設置して商品を税抜価格（免税）で販売するには、輸出物品販売場の形態ではなく、サテライトショップの取扱い（保税蔵置場の許可を受けた者が海外旅行者に課税資産の譲渡を行う場合の輸出免税の取扱い（消基通7-2-21）に準じた取扱い）により行うこととなります。

(輸出物品販売場の種類)

問2 輸出物品販売場には、どのような種類がありますか。

【答】

輸出物品販売場には、次の種類があります。

① 一般型輸出物品販売場

②の自動販売機型輸出物品販売場以外の輸出物品販売場をいいます（消令18の2②一）。一般型輸出物品販売場制度の詳細は、問14～59をご参照ください。

なお、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。）に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせることができます（消令18の3①）。免税販売手続の委託制度の詳細は、問44をご参照ください。

② 自動販売機型輸出物品販売場

免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続及び購入記録情報の提供が、一定の基準を満たす自動販売機によってのみ行われる輸出物品販売場をいいます（消令18の2②二）。自動販売機型輸出物品販売場制度の詳細は、問60～62をご参照ください。

また、7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（上記①又は②の輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）が、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ける等一定の要件を満たす場合に、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす臨時販売場制度があります（消法8⑨⑩）。臨時販売場制度の詳細は、問71～80をご参照ください。

## 2 免税購入対象者

(免税購入対象者の意義)

問3 「免税購入対象者」とはどのような者をいうのですか。

【答】

輸出物品販売場制度による免税の適用対象となるのは、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対し一定の方法で行う免税対象物品の販売に限られます(消法8①、消令18①、消規6の2①)。

「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には、次のとおりです。

国籍	免税購入対象者
外国籍	非居住者のうち、次の者 ① 「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者(出入国管理及び難民認定法別表1の1、1の3) ② 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者(出入国管理及び難民認定法14~18) ③ 合衆国軍隊の構成員等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定1)
日本国籍	非居住者であって、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、一定の書類により確認された者(問5参照)

(旅券に上陸許可の証印が押印されていない場合)

問4 旅券に上陸許可の証印が押印されておらず、免税購入対象者であるかどうかを確認できない場合、どうしたらよいですか。

【答】

輸出物品販売場制度による免税の適用対象となるのは、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対し一定の方法で行う免税対象物品の販売に限られますので、旅券に上陸許可の証印が押印されていないことにより、免税購入対象者であることを確認できない場合には、免税販売手続を行うことはできません。

なお、外国人ビジネスマン等がトラステイド・トラベラー・プログラムを利用して入国した場合には、上陸許可の証印の旅券への押印は省略されますが、在留資格及び上陸年月日が記載された特定登録者カードが交付されているため、旅券と特定登録者カードにより免税購入対象者であることが確認できた場合、免税販売手続を行うことはできます。

(参考)

- 1 日本人及び再入国許可を有する中長期在留者(みなし再入国許可で出国する者を含みます。)は、自動化ゲート利用希望者登録を行うことで、空港における入国審査時に

自動化ゲートを利用することができ、入国手続の円滑化が図られています。

自動化ゲートを利用して入国する場合、旅券に入国の証印が押印されないため、輸出物品販売場において免税購入対象者であることを確認できない場合があります。

なお、輸出物品販売場を利用する場合は、自動化ゲートの通過後、税関検査前までに、各審査場事務室の職員に申し出ることによって、証印を受けることができます。

自動化ゲートの運用の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ「自動化ゲートの運用について（お知らせ）」でご確認ください。



- 2 トラスティド・トラベラー・プログラムを利用して入国する場合の証印等について
- トラスティド・トラベラー・プログラム（TTP）とは、商用、観光、親族訪問等の目的で本邦に短期間滞在するために入国する外国人ビジネスマン等のうち、一定の要件を満たす「信頼できる渡航者」と認められた方について、出入国在留管理庁長官が交付する特定登録者カードにより、自動化ゲートの利用を可能とするものです。

トラスティド・トラベラー・プログラムを利用した場合、自動化ゲートを利用するので旅券に上陸許可の証印は押印されませんが、特定登録者カードに在留資格等の入国記録が追記されます。

## 「特定登録者カード」サンプル

表面（横）



裏面（縦・拡大）



(日本国籍を有する者が免税購入対象者であることの確認)

問5 日本国籍を有する者に免税販売手続を行う場合、一定の書類の提示を受けて、免税購入対象者であることを確認する必要があるとのことですが、具体的にはどのように行うのですか。

【答】

日本国籍を有する者で免税購入対象者となるのは、非居住者であって、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、一定の書類により確認された者です（消法8①、消令18①一、消規6の2①）。

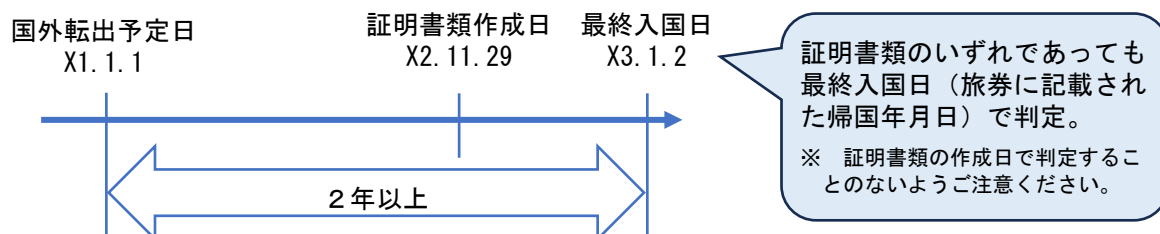
具体的には、旅券と次の①から③までのいずれかの証明書類の提示を受けて、その者が最後に入国した日までに国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することの確認を行います。

- ① マイナンバーカード(カード代替電磁的記録(スマートフォンのマイナンバーカード)を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。)
- ② 在留証明(電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含み、最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限ります。)
- ③ 戸籍の附票の写し(最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限ります。)

なお、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有するかどうかの判定は、上記①から③までのいずれの証明書類であっても、国外転出予定日(国外定住日)から最終入国日(旅券に記載された「上陸年月日」(帰国年月日))までの期間で行います(証明書類の作成日で判定するものではありません。)

(注) 国内に住所又は居所を有する者、国内にある事務所に勤務している者、入国後6か月以上経過した者等は、免税購入対象者に該当しません。

#### 【日本国籍を有する免税購入対象者の「国外に2年以上居住」の確認例】



マイナンバーカードの場合、この欄で国外転出の事実等を確認。具体的には、

- ① 国外転出予定日から最終入国日までの期間が2年以上か
- ② 国外転出のままか(国内への転居に関する記載がないか)

※ 国外転出した旨や国外転出予定日は「住所」欄に記載される場合もあります。

(注) マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



デジタル庁公式 note

### 3 免税対象物品

(免税対象物品)

問6 輸出物品販売場制度によりその販売が免税の適用対象となる物品について教えてください。

【答】

輸出物品販売場制度によりその販売が免税の適用対象となる物品（免税対象物品）は、輸出するために購入される物品で、次に掲げる物品以外のものです（注1、2）（消法8①、消規6）。

- ① 消費税に関する不正の目的をもって購入されるおそれが高い物品（金及び白金の地金並びに金貨及び白金貨）
- ② 消費税が非課税とされる物品

また、実際に免税の適用対象となるのは、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上のもの（注3）とされています（消法8①、消令18④）。

（注）1 免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、その物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けることはできません（問37参照）。そのため、輸出物品販売場で免税購入対象者が購入する免税対象物品は、出国時にその免税対象物品の全てを免税購入対象者自らが所持して持ち出す（輸出する）ことができる数量に限られることとなります（消基通8-1-2（注））。

なお、免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その販売場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す方法（いわゆる直送制度、問41参照）や、輸出物品販売場を経営する事業者自らが購入者の指定する場所（国外）へ輸出する方法（問42参照）を採ることで、消費税法第7条の規定による輸出免税制度の適用を受けることもできます。

- 2 免税購入対象者が出国時に税関の確認を受けなかったときは、免税対象物品を販売した輸出物品販売場を経営する事業者において免税の適用を受けることはできません（消法8①）。
- 3 同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の免税購入対象者に対して時間又は売場を異にして、複数の免税対象物品を譲渡した場合、それらの対価の額を合算して免税販売手続を行うことができます。この場合における複数の免税対象物品の合計額についても、同様に販売価額（税抜）の合計額で判定します（消基通8-1-3）。

(事業用のための購入)

問7 出国時に所持して持ち出す(輸出する)ことがおよそ困難である数量の物品の購入であるなど、免税購入対象者が事業用や販売用として購入すると見込まれる場合であっても、輸出物品販売場制度による免税の適用対象となりますか。

【答】

免税対象物品以外の物品(問6参照)でなければ、その用途を問わず免税対象物品となりますが、免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、その物品を持ち出す(輸出する)ことにつき税関の確認を受けることはできません(問37参照)。そのため、輸出物品販売場で免税購入対象者が購入する免税対象物品は、出国時にその免税対象物品の全てを免税購入対象者自らが所持して持ち出す(輸出する)ことができる数量に限られることとなります(消基通8-1-2(注))。

免税購入対象者が出国時に税関の確認を受けなかったときは、免税対象物品を販売した輸出物品販売場を営する事業者において輸出物品販売場制度による免税の適用を受けることはできません。

(参考) 輸出物品販売場を営する事業者は、免税販売手続の際、免税購入対象者に対して一定の事項を説明しなければなりません(消令18③、消規6の3)(問18参照)。

なお、免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その販売場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す方法(いわゆる直送制度、問41参照)や、輸出物品販売場を営する事業者自らが購入者の指定する場所(国外)へ輸出する方法(問42参照)を採ることで、消費税法第7条の規定による輸出免税制度の適用を受けることができます。

#### 4 輸出物品販売場に異動があった場合の手続等

(輸出物品販売場を移転する場合)

問8 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を移転する予定ですが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場の許可を受けた販売場を移転する場合には、移転する日の前日までに、「輸出物品販売場等変更届出書」を、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消規7④)。

なお、許可を受けた輸出物品販売場を廃止し、新たに輸出物品販売場を設置する場合には、廃止する販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、新たに設置する輸出物品販売場について改めてその許可を受ける必要があります(消法8⑦、消令18の2①②④)。

(本店所在地を移転した場合)

問9 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を経営していますが、この度、本社ビルの移転に伴い本店所在地が変更となりました。この場合にはどのような手続が必要ですか。なお、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の移転はありません。

【答】

一般型輸出物品販売場及び自動販売機型輸出物品販売場のいずれの販売場を経営する場合も、これらの販売場の移転がない場合には、輸出物品販売場についての手続は必要ありません。

ただし、輸出物品販売場を経営する事業者が法人である場合、「法人の消費税異動届出書」に納税地に異動があった旨を記載し、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(法人税法に規定する「異動届出書」の税目区分欄の「消費税」について、該当ありとして提出した場合は、重ねて「法人の消費税異動届出書」の提出は不要です。)

(輸出物品販売場等に関する事項を変更した場合の届出)

問10 輸出物品販売場等に関する事項を変更した場合、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出するとのことですが、この変更届出書はどのような場合に提出が必要ですか。

【答】

「輸出物品販売場等変更届出書」は、次のような事項の変更があった場合に、次の「添付書類」に掲げる変更の事実が確認できる書類と併せて提出します(消令18の5⑤、消規7④、8③、9⑤、10⑤⑥)。この「輸出物品販売場等変更届出書」は、遅滞なく、納税地の

所轄税務署長に提出する必要がありますが、輸出物品販売場や免税手続カウンターの所在地を移転する場合には、その移転する日の前日までに提出する必要があります（消規7④、8③）。

なお、吸収合併、営業譲渡又は相続により、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があります（問11参照）。そのため、この変更届出書の提出は不要です。

事業者の区分	変更事項の例	添付書類
輸出物品販売場を 経営する事業者	「輸出物品販売場許可申請書」に係る事項	
	輸出物品販売場の名称や所在地（問8参照）	－（不要）
	一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者（問44、46、47参照）	注1
	自動販売機型輸出物品販売場に係る自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）（問62参照）	自動販売機設置契約書の写しなど
	購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）の委託の有無や委託先の承認送受信事業者（問29、30参照）	注2
	購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書（クライアント証明書）の発行要否、電子証明書の失効（問27、30参照）	－（不要）
臨時販売場を 設置しようとする 事業者の承認を 受けている事業者	「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に係る事項	
	購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者	注2
	購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否、電子証明書の失効	－（不要）
	「臨時販売場設置届出書」に係る事項	
	臨時販売場の名称	－（不要）
	臨時販売場の所在地や設置期間	テナント契約書や出店許可書の写しなど
	臨時販売場に設置しようとする自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）	自動販売機設置契約書の写しなど
	免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者	注1
承認免税手続事業者	「承認免税手続事業者承認申請書」に係る事項	
	免税手続カウンターの所在地（問50参照）	－（不要）
承認送受信事業者	「承認送受信事業者承認申請書」に係る事項	
	電子メールアドレス	－（不要）
	購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要	購入記録情報の提供等に係る端末操作要領など

(注) 1 免税販売手続に係る変更の内容に応じ、次の書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認免税手続事業者 に新規に委託</li> <li>・承認免税手続事 業者の変更や追加</li> </ul>	免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を取りやめ 届出者が自ら実施</li> </ul>	<p>販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど）</p> <p>※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。</p>

2 購入記録情報の提供等の方法に係る変更の内容に応じ、次の書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認送受信事業 者に新規に委託</li> <li>・承認送受信事業 業者の変更や追加</li> </ul>	購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を取りやめ 届出者が自ら実施</li> </ul>	<p>購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など）</p> <p>※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。</p>

(吸収合併や営業譲渡、相続があった場合)

問11 吸収合併、営業譲渡又は相続により、輸出物品販売場を引き継ぐ場合には、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす消費税の課税事業者が経営し、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑦）。

このため、吸収合併、営業譲渡又は相続により、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

具体的には、以下のケースに応じ次の手続を行う者が各提出先（税務署長）に「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受けるとともに、許可

を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（消法8⑦、消令18の2①②④）。

ケース	手続を行う者	許可申請書の提出先	廃止届出書の提出先
吸収合併	被合併法人から輸出物品販売場を引き継ぐ合併法人	合併法人の納税地の所轄税務署長	被合併法人の納税地の所轄税務署長
営業譲渡	【許可申請】営業譲渡を受ける事業者 【廃止届出】営業譲渡をした事業者	営業譲渡を受ける事業者の納税地の所轄税務署長	営業譲渡をした事業者の納税地の所轄税務署長
相続	被相続人から輸出物品販売場を引き継ぐ相続人	相続人の納税地の所轄税務署長	被相続人の納税地の所轄税務署長

なお、被合併法人や被相続人（以下、「被合併法人等」といいます。）が送信した購入記録情報に係る税関確認結果について、合併法人や相続人の電子証明書（クライアント証明書）を使用して照会（リクエスト）することはできませんので、被合併法人等から承継した電子証明書を使用して照会してください（税関確認結果の照会については問105参照）。

（輸出物品販売場を廃止する場合）

問12 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている店舗を経営していますが、この度、その店舗を閉鎖することになりました。この場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が、その経営する輸出物品販売場を閉鎖しようとする場合やその販売場において輸出物品販売場制度による免税の適用を受けるための販売をやめようとする場合等、輸出物品販売場制度の適用を受けることをやめようとする場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2④）。

- （注） 1 「輸出物品販売場廃止届出書」を提出した場合であっても、その廃止日以降、国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果を取得することができる期間（税関確認結果が登録されてから460日間）は、引き続きその取得をすることができます。
- 2 「輸出物品販売場許可申請書」に電子証明書の発行が必要な旨を記載して許可を受けた輸出物品販売場を廃止し「輸出物品販売場廃止届出書」を提出した場合には、その廃止日以降、国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果を取得することができる期間（税関確認結果が登録されてから460日間）経過後に電子証明書は失効します。
- 3 電子証明書（クライアント証明書）の取扱いに関し、「輸出物品販売場廃止届出書」と併せて「輸出物品販売場等変更届出書」の提出が必要となる場合があります。詳しくは、問27(注)2をご参照ください。

(消費税の免税事業者の場合)

問13 消費税の免税事業者の場合でも、輸出物品販売場としての許可を受けることはできますか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす消費税の課税事業者が経営し、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑦）。

したがって、免税事業者については、輸出物品販売場の許可を受けることはできません。

(注) 基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の場合、消費税の納税義務が免除されます。ただし、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受けている場合、特定期間（個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高等が1,000万円を超える場合、設立時の資本金額が1,000万円以上の場合等、納税義務が免除されない場合があります。

## II 一般型輸出物品販売場制度

### 1 一般型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(一般型輸出物品販売場の許可申請手続・許可要件)

問14 一般型輸出物品販売場の許可申請手続や許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

#### 【1. 許可申請手続】

「一般型輸出物品販売場」の許可申請は、申請内容に応じ、「輸出物品販売場許可申請書」に次の①及び②の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行きます（消法8⑦、消令18の2①、消規7①②）。

なお、輸出物品販売場の許可申請に係る審査には、一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

また、e-Taxで提出することもできますので、ぜひご活用ください。

#### ① 輸出物品販売場に関する書類

自ら販売場で免税販売手続を行う場合	免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合
販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類【免税販売手続マニュアルなど】 ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時等に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	その委託に関する契約書の写し 【免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写しなど】

#### ② 購入記録情報の提供等の方法に関する書類

自ら購入記録情報の提供等を行う場合	購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託して行わせる場合
購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に使用する情報システムに関する内容を記載した書類【販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など】 ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時等に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	その委託に関する契約書の写し 【購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど】

- (注) 1 上記のほか、許可要件の確認のために追加資料をお願いする場合があります。  
(例: 販売委託や消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料等)
- 2 免税販売手続の委託については問44～46、購入記録情報の提供等については問25、27をご参照ください。
- 3 例えば販売委託の形態を採る場合は委託者が、いわゆる消化仕入れの形態を採る場合(売り場であるテナントから百貨店や大型小売店等が商品を仕入れ免税販売手続を行う場合)には百貨店や大型小売店等が、通常この許可申請書を提出すべき事業者(輸出物品販売場を経営する事業者)に該当します。

## 【2. 許可要件】

事業者が経営する販売場について、「一般型輸出物品販売場」として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です(消法8⑦、消令18の2②一、消基通8-2-1(1))。

- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者(消費税の課税事業者に限ります。)が経営する販売場<sup>(注1)</sup>であること。
- イ 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。)がないこと。
- ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと<sup>(注2)</sup> その他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ② 免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されていること<sup>(注3)</sup>。
- ③ 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること<sup>(注4)</sup>。

なお、輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者から「Visit Japan Web」により旅券等に係る情報の提供を受けるかは任意であるため、「Visit Japan Web」への対応は、輸出物品販売場の許可要件ではありません。

- (注) 1 輸出物品販売場制度における「販売場」とは、一定の場所に実在する販売場をいい、例えばインターネットのウェブサイト上に設けられた商品販売の場所は販売場に該当しません(消基通8-2-1(注)1)。
- 2 「国税庁(免税販売管理システム)へ提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により税関長の確認に支障があると認められる場合」に該当して輸出物品販売場の許可が取り消された場合においては、その取消の日から3年を経過しない場合であっても上記許可要件を満たす場合には、その許可申請書を提出することができます(消基通8-2-1(注)3)。
- 3 免税購入対象者であるかどうかの確認や、購入下限額の判定などの免税販売手続を適正に実施する体制が整備されているケースがこれに該当します。

また、免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合、その委託に関する契約が締結されているケースがこれに該当します（消基通8-2-1（注）4）。

- 4 購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合、その委託に関する契約が締結されているケースがこれに該当します（消基通8-2-1（注）5）。

（複数の一般型輸出物品販売場に係る許可申請）

問15 複数の販売場について、一般型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、申請方法を教えてください。

【答】

輸出物品販売場としての許可は、その販売場ごとに与えられるものですので、原則として、販売場ごとに、必要事項を記載した「輸出物品販売場許可申請書」及び添付書類を納税地の所轄税務署長に提出いただく必要があります。

ただし、複数の販売場の許可を同時に受けようとする場合は、適宜の様式に「輸出物品販売場許可申請書」の「輸出物品販売場の情報（販売場の所在地、販売場の名称、許可の区分）」欄及び「購入記録情報の提供等の方法」欄の内容をまとめて記載した一覧表等を作成し、「輸出物品販売場許可申請書」に添付して納税地の所轄税務署長に提出することで、各販売場についての許可申請を行うこととしても差し支えありません。

なお、この場合は、許可を受けようとする販売場ごとに添付書類を整理した上、提出してください。

（注） この取扱いは自動販売機型輸出物品販売場（問60参照）の場合も同様です。

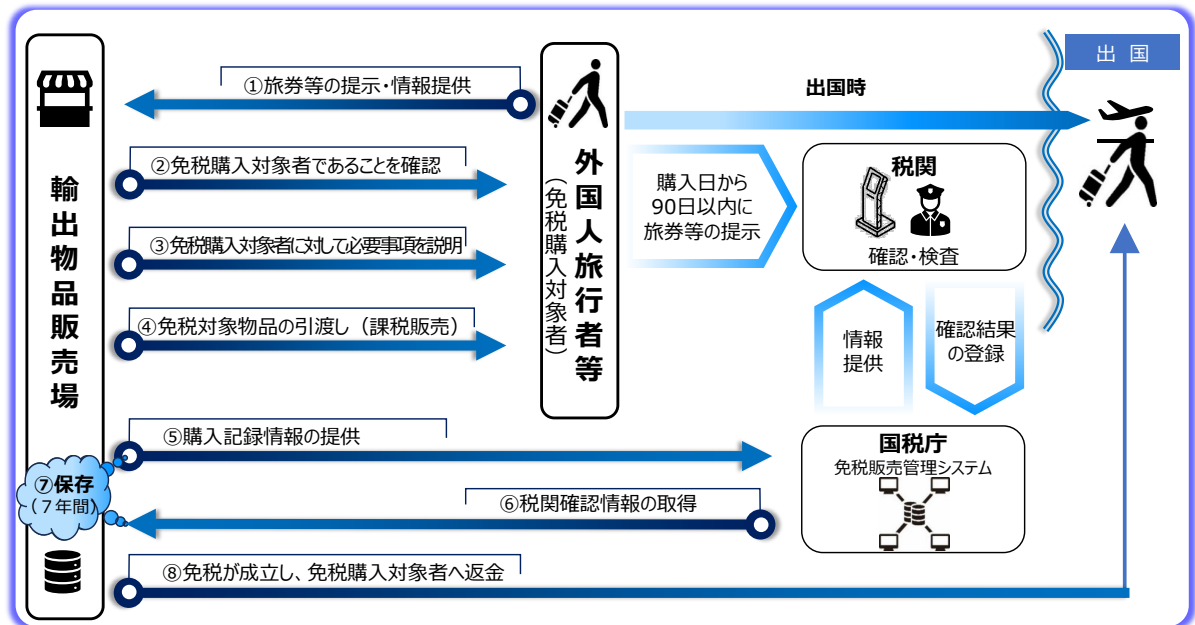
## 2 免税販売手続の方法等

(免税販売手続の方法等)

問16 一般型輸出物品販売場における免税販売手続の方法等について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場における免税購入対象者に対する免税販売手続の方法等は、次のとおりです（免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合の免税販売手続等については問44参照）。



### ① 旅券等の提示・情報提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます（消令18②）（問17参照）。

次の免税購入対象者の区分に応じた旅券等の提示がない場合は、免税販売手続を行うことはできません。

区 分		提示を受ける書類等
外国籍	短期滞在、外交、公用	旅券（上陸許可の証印を受けたもの） ※ 旅券に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コードを含みます。
	寄港地、通過による上陸許可	旅券（上陸許可の証印を受けたもの）
	船舶観光、乗員、緊急、遭難による上陸許可	旅券及び上陸許可書 ※ 船舶観光上陸許可を受けて在留する者の旅券には旅券の写しを含みます（消基通8-1-1（注）2）。
	合衆国軍隊の構成員等	旅券（SOFAスタンプのあるもの）
日本国籍	国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居	旅券（上陸許可の証印を受けたもの）及び次のイからハまでのいずれかの証明書類 イ マイナンバーカード（カード代替電磁的記録（スマート

	所を有する者	<p>フォンのマイナンバーカード)を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。)</p> <p>ロ 在留証明(電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含み、最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限ります。)</p> <p>ハ 戸籍の附票の写し(最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限ります。)</p>
--	--------	---

② 免税購入対象者であることを確認

輸出物品販売場を経営する事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者(問3参照)であることを確認します。具体的な確認方法は問4、5をご参照ください。

③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、免税購入対象者に対して、「税関の確認は購入日から90日以内の出国時に旅券を提示等し、かつ、免税購入対象者は税関の求めに応じて免税対象物品を提示できるようにしなければならない」旨や「税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなければならず、それを輸出しなかった場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収され、かつ、罰則の適用対象となる」旨を説明しなければなりません(消令18③、消規6の3)(問18参照)。

なお、税関の確認は、出国する空海港で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。そのため、手荷物の機内預けをする前に税関の確認を受ける必要がある旨を併せて説明します。

④ 免税対象物品の引渡し(税込価格で課税販売)

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品を免税購入対象者本人に引き渡します。

なお、免税購入対象者がその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことにつき税関の確認を受けた旨の情報(税関確認情報)を取得し保存した場合に免税の適用となりますので(下記⑥⑦参照)、免税購入対象者に対し免税対象物品を引き渡す(販売する)時点では免税の適用とはならず、課税価格(税込価格)で販売することとなります。

(注) 購入下限額(5千円)の判定は「税抜価額」で行い(消法8①、消令18④)、下記⑤の購入記録情報も、「税抜価額」で提供することとなります(消規6の4①四)。

⑤ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁(免税販売管理システム)に購入記録情報を提供しなければなりません(消法8②)(問20参照)。

(注) 1 輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供及び税関確認情報の取

得（下記⑥）を承認送受信事業者（問63参照）に委託することができます。委託を受けた承認送受信事業者は、その委託の契約に係る輸出物品販売場ごとに国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供することとなります（消令18の4①）。

2 税関の確認は、提供された購入記録情報に基づき行うため、購入記録情報は誤りや入力漏れのないように正しく設定し、国税庁（免税販売管理システム）に提供する必要があります。購入記録情報に誤りや入力漏れがあり、税関の確認が行えない場合、原則として免税購入対象者は税関による免税対象物品の持出し確認を受けることができず、輸出物品販売場を経営する事業者においては、税関確認情報の取得・保存ができないことから、免税の適用を受けることはできません。

#### ⑥ 税関確認情報の取得

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けた旨の情報（税関確認情報）について、国税庁（免税販売管理システム）から取得します（消法8③、消令18⑨）（問24参照）。

#### ⑦ 購入記録情報及び税関確認情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び取得した税関確認情報を整理して、免税対象物品の販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等（免税対象物品の販売を行った輸出物品販売場も含みます。）の所在地に保存しなければなりません（消法8④、消令18⑩）（問31参照）。

なお、購入記録情報及び税関確認情報の保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税の適用を受けることはできません。ただし、事業者が災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合には、この限りではありません（消法8④但書、消基通8-1-7）。

#### ⑧ 免税が成立し、免税購入対象者へ返金

取得した税関確認情報等に基づき、税込価格（課税）で販売した免税対象物品に係る消費税相当額を免税購入対象者に返金します。

（注）1 具体的な返金手続をどのように実施するかは消費税法令においてルールを定めているものではありません（問57参照）。

2 ⑥で税関確認情報を取得した後、課税売上げを免税売上げに振り替える等の処理を行います（問54、55参照）。免税対象物品を販売してから90日を超えても税関確認情報が提供されない場合、課税売上げが確定します（問110参照）。

(参考) 免税購入対象者は、免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に所持する旅券等を提示し税関の確認を受けるものとされています(消法8①、消令18⑤)(問32、36参照)。

この税関の確認は、購入記録情報を単位として行われます(消法8③、消基通8-1-6)。購入記録情報の単位とは、一の販売(領収)単位(基本的には、取引ごとに領収書やレシート等の書類を交付することが一般的であると考えられますので、このような取引の単位)をいいます(問37参照)。

また、この確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなった場合には、税関は、免除された消費税額に相当する消費税を免税購入対象者から徴収することとされています(消法8⑥)。正当な理由なく、その免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合には、罰則の適用対象とされています(消法8⑤、65一、消基通8-1-8)。

(免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報)

問17 免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。

【答】

免税対象物品を購入する際、免税購入対象者が、輸出物品販売場を経営する事業者に対して、旅券等に記載された情報として提供する事項、また、日本国籍を有する免税購入対象者である場合に証明書類に記載された情報として提供する事項は次のとおりです(消令18②一、消規6の2②③)。

なお、これらの事項は、国税庁(免税販売管理システム)に提供する購入記録情報に記録する事項の一部となります。購入記録情報に記録する事項は問21を、購入記録情報を提供する際の具体的な設定は、問92をそれぞれご参照ください。

旅券等	証明書類 (日本国籍を有する免税購入対象者)
氏名、国籍(地域)、生年月日、在留資格、上陸年月日、旅券等の種類、旅券の番号(上陸許可書の番号ではありません。)	証明書類の種類、国内以外の地域に住所又は居所を有することとなった年月日(国外転出予定日又は国外定住日)

(注) 1 旅券等に記載された情報として国税庁(免税販売管理システム)に提供する事項は誤りや入力漏れのないように正しく設定し、国税庁(免税販売管理システム)に提供する必要があります。購入記録情報に誤りや入力漏れがあり、税関の確認が行えない場合、原則として免税購入対象者は税関による免税対象物品の持出し確認を受けることができず、輸出物品販売場を経営する事業者においては、税関確認情報の取得・保存ができないことから、免税の適用を受けることはできません。

なお、免税購入対象者から「Visit Japan Web」により旅券等に係る情報の提供を

受けるかは任意ですが、「Visit Japan Web」により当該情報の提供を受けることで、購入記録情報への入力（記録）誤りを防止する手段としても有効です。

- 2 提供を受けた旅券等に記載された情報については、購入記録情報とは別に、管理や保存をする必要はありません。日本国籍を有する免税購入対象者である場合に提供を受ける証明書類に記載された情報についても同様です。

(免税購入対象者への説明内容やその方法)

問18 免税購入対象者に対する説明は、口頭で行わなければならないのですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が免税販売手続の際に行う免税購入対象者に対する説明は、口頭のほか、例えば、次のような方法があります。

- ① 免税購入対象者に、説明事項を外国語で記載した書類等<sup>\*</sup>を交付する方法
- ② 販売場内に、説明事項を外国語で記載した書類や説明事項が記載されたウェブサイト<sup>\*</sup>の二次元コードを掲示する方法

(注) 外国語の記載については、例えば、英語、中国語、韓国語等、販売場ごとに、来店する免税購入対象者の状況を踏まえてご準備ください。

また、①、②のような方法により説明する場合には、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、口頭で「書類をご一読ください」と伝える等、確認を促す必要があります。

《説明事項の記載例》

- 免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、税関で旅券を提示等して確認を受けます。税関の確認を受けなかった場合、消費税相当額の返金を受けることはできません。
- 免税購入対象者は税関の求めに応じて免税対象物品を提示できるようにしなければなりません。
- 税関の確認を受けた免税対象物品は遅滞なく輸出しなければなりません。輸出しなかった場合には、免除された消費税相当額の消費税が徴収され、罰則の適用対象になります。
- 税関の確認は、出国する空海港で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。そのため、手荷物の機内預けをする前に（搭乗手続に間に合うように、時間的余裕をもって）、出発ロビーに設置してある免税手続用の端末（キオスク端末又は電子端末）で税関の確認を受ける必要があります。

国税庁ホームページには、免税購入対象者に対する説明事項を記載したリーフレット（英語版、中国語版、韓国語版及び日本語版並びに多言語併記版）を掲載しています。免税販売手続の際にぜひ、ご活用ください。

(オーダーメイド商品の販売)

問19 当社は顧客から注文を店頭で受け商品を製作した後、改めて来店いただき商品を引き渡すオーダーメイド商品の販売を行っています。この場合、免税販売手続はいつ行うのか教えてください。

【答】

免税販売手続は、免税購入対象者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際に行う必要があります(消令18②)。この免税対象物品を購入する際とは、輸出物品販売場から免税購入対象者に商品の引渡しがあった時をいうこととなります。

ご質問の場合は、免税購入対象者が改めて来店し、製作した商品を引き渡した時に、免税販売手続を行う必要があります。

なお、例えば、注文を店頭で受け、商品は免税購入対象者が帰国した後自宅などに発送する形で引き渡す場合には、商品の引渡し時に免税販売手続を行うことができないことから、輸出物品販売場制度による免税の適用は受けられないこととなります。

(注) 免税購入対象者が改めて来店した際に、輸出物品販売場で運送契約を締結し、その販売場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す方法(いわゆる直送制度、問41参照)や、輸出物品販売場を経営する事業者自らが、免税購入対象者の指定する場所(国外)へオーダーメイド商品を輸出する方法(問42参照)を採ることで、消費税法第7条の規定による輸出免税制度の適用を受けることができます。この場合には、輸出物品販売場を経営する事業者において一定の書類等の保存が必要となります。

### 3 購入記録情報の提供等

#### (購入記録情報の提供の概要)

問20 購入記録情報の提供の概要について教えてください。

#### 【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に提供しなければなりません（消法8②）。

具体的には、事業者のパソコン等の機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し（認証の仕組みとして電子証明書（クライアント証明書）を使用します。）、購入記録情報をデータで送信することとなります（消令18⑨）。

購入記録情報の提供を行うために必要な手続については問25を、免税販売管理システムの概要については問81をそれぞれご参照ください。

#### (購入記録情報の記録事項)

問21 購入記録情報として提供する事項について、具体的に教えてください。

#### 【答】

購入記録情報とは、次の事項が記録された電磁的記録をいいます（消令18⑥、消規6の4①）。

- ① 免税購入対象者から提供を受けた旅券等に記載された情報（問17参照）
- ② 免税購入対象者が日本国籍を有する場合には、証明書類に記載された情報（問17参照）
- ③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地
- ④ 輸出物品販売場の名称（自動販売機型輸出物品販売場の場合は、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号）、所在地及び税務署長から通知を受けた識別符号
- ⑤ 免税対象物品の譲渡の年月日
- ⑥ 免税対象物品の品名、品名ごとの数量及び税抜価額（問100参照）並びにその免税対象物品の税抜価額の合計額
- ⑦ 免税対象物品の単価（税抜価額）が100万円以上である場合には、税関の確認において当該免税対象物品を特定するに足りる事項（問95～97参照）
- ⑧ 免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等<sup>(注)</sup>である場合には、その旨  
(注) 飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たした一体資産を含みます。）の譲渡をいいます。
- ⑨ 免税手続カウンターにおける購入下限額の判定に係る合算の特例（問53参照）を受ける場合には、その旨

その他の必要となる記録項目と内容については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管

理システムAPI仕様書」の「4. 1. 2 インターフェース定義」及び別紙1-3「購入記録情報インターフェース」をご確認ください。

(購入記録情報の作成・提供の単位)

問22 購入記録情報はどの単位で作成し、国税庁（免税販売管理システム）に提供することとなりますか。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、「遅滞なく」<sup>(注)</sup> 国税庁（免税販売管理システム）に提供しなければなりません（消法8②）。

したがって、購入記録情報は、免税販売手続の都度、1回の販売を1件の購入記録情報として国税庁（免税販売管理システム）に提供することとなります（免税販売手続を承認免税手続事業者へ委託して行わせる場合においては、承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、販売場ごとに区分して、1回の販売を1件の購入記録情報として国税庁（免税販売管理システム）に提供することとなります。）。

なお、購入記録情報1件の品目数の上限は200件となるため、免税販売管理システムの設計上、1回の販売であっても2件以上に分割して購入記録情報を提供しなければならない場合があります。

(注) 「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」ということを意味し、購入記録情報は、免税販売手続を行った都度、即時に国税庁（免税販売管理システム）に提供する必要があります。したがって、バッチ処理により1日1回提供することや一定件数をまとめて提供すること等は、「遅滞なく」提供することに該当しません。

なお、遅滞なく提供されない場合は、免税の適用要件を満たさないこととなるため、免税販売管理システムで購入記録情報を正常に受け付けたとしても、消費税は免除されないこととなります。

(購入記録情報が提供できない場合)

問23 輸出品販売場の電気通信回線の故障で購入記録情報を販売時に提供できない場合、どのような対応が必要ですか。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、「遅滞なく」国税庁（免税販売管理システム）に提供する必要があります（消法8②）。また、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出すること）の税関の確認は、提供された購入記録情報に基づき行うため（消法8③）、税関の確認を受ける時までに購入記録情報が提供されなかった場合、免税購入対象者はその税関の確認を受けることができないこととなります（消基通8-3-1）。

(注) 購入記録情報の内容に不備又は不実の記載があり、免税購入対象者に対し税関が確認を行う時まで正しい内容の購入記録情報の提供がない場合も同様です（消基通8-3-1（注））。

そのため、ご質問のように、電気通信回線の故障で購入記録情報が提供できない場合、電気通信回線の故障等の復旧後、速やかに事後送信である旨及びその要因等を「備考」欄に設定して、購入記録情報を提供する必要があります。

なお、電気通信回線の故障等の復旧後に購入記録情報を提供した場合であっても、その時点で免税購入対象者が出国した後であるときは、免税購入対象者は免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて税関の確認を受けていないため、税関確認情報は提供されず、輸出品販売場を経営する事業者において税関確認情報を保存できないことから、免税の適用を受けることはできません。

(参考) 返金手続をどのように実施するかは消費税法令において何らルールを定めているものではありません。そのため、購入記録情報の提供遅延に起因してその商品販売が課税となった場合であっても、免税購入対象者に消費税相当額を返金すること自体は問題ありません。この場合、一般的には「免税購入対象者から販売時に受領した金額」から「免税購入対象者に返金をした金額」を減算した残額を対価の額（税込金額）として課税売上げに計上し、消費税の申告を行うこととなります。

#### (税関確認情報の取得の概要)

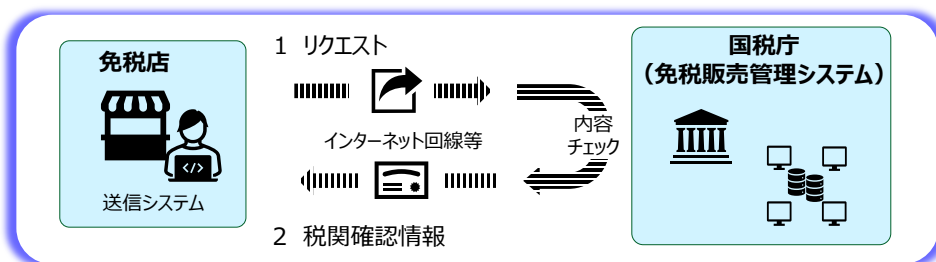
問24 税関確認情報の取得の概要について教えてください。

#### 【答】

税関長は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの確認をした場合には、購入記録情報ごとに、遅滞なく、その旨の情報（税関確認情報）を国税庁（免税販売管理システム）に提供し、税関確認情報の提供を受けた国税庁は、免税販売管理システムを通じて、遅滞なく、その税関確認情報を、輸出品販売場を経営する事業者にデータで提供するものとされています（消法8③、消令18⑨）。

この提供方法については、電子証明書（クライアント証明書）をインストールした機器から国税庁（免税販売管理システム）に行われる照会（リクエスト）に対する応答（レスポンス）として行うこととなります。

#### (税関確認情報の取得のイメージ)



税関確認情報の取得を行うために必要な手続については問25を、免税販売管理システムから税関確認結果（税関確認情報である「税関確認済」又は税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」）を取得する方法等については問105をそれぞれご参照ください。

（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行うために必要な手続）

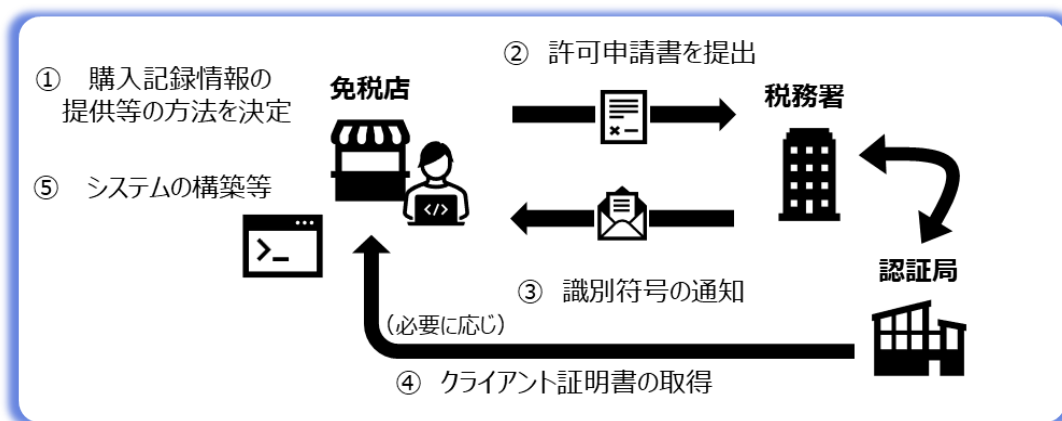
問25 購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行うために必要な手続を教えてください。

【答】

購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）は、国税庁の免税販売管理システムと事業者の使用するパソコン等をインターネット回線等で接続して行いますので、インターネット回線に接続可能な環境の準備のほか、システム対応の状況、送信環境、利用機器等を踏まえて、購入記録情報の提供等の方法を決定する必要があります。

また、購入記録情報の提供等を行うためには、輸出物品販売場に係る識別符号が必要となりますが、これは輸出物品販売場の許可を受ける際に納税地の所轄税務署長から通知を受けますこととなります。そのため「輸出物品販売場許可申請書」に「購入記録情報の提供等の方法」を記載する必要があります。

これらの手続等の流れ（イメージ）は次の①から⑤までのとおりです。



① 購入記録情報の提供等の方法の決定

購入記録情報の提供等については、次のいずれかの方法で対応することが考えられます。

イ 輸出物品販売場を経営する事業者自らが購入記録情報の提供等を行う方法

免税販売管理システムと接続して購入記録情報の提供等を行うためのソフトウェア・アプリケーションについては、輸出物品販売場を経営する事業者自らが、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」に基づき構築する（自社システム使用）ほか、他の事業者が提供するソフトウェア・アプリケーション等を取得、利用できるようにセットアップする（他社システム使用）ことも考えられます。

ロ 購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託する方法

輸出物品販売場を経営する事業者が「承認送受信事業者」（問63参照）との間で購入記録情報の提供等に係る事務の委託の契約を締結し、承認送受信事業者を介して承認送受信事業者の提供するシステム等を利用して購入記録情報の提供等を行います。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供等を行うための情報を承認送受信事業者に提供しなければなりません（消令18の4①）。

② 輸出物品販売場許可申請書の提出

上記①で決定した購入記録情報の提供等の方法を踏まえて、輸出物品販売場を経営する事業者は「輸出物品販売場許可申請書」を納税地の所轄税務署長に提出します。

イ 上記①イの方法による場合

「輸出物品販売場許可申請書」の「購入記録情報の提供等の方法」欄に電子証明書（クライアント証明書）の発行の要否及び電子メールアドレスを記載します。電子証明書の発行要否の判断については、問27をご参照ください。

ロ 上記①ロの方法による場合

「輸出物品販売場許可申請書」の「購入記録情報の提供等の方法」欄の、承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。電子証明書の発行の要否及び電子メールアドレスは記載不要です（購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託する場合には、輸出物品販売場を経営する事業者において電子証明書の取得は不要です。）。

ハ 上記①イの方法と①ロの方法を併用する場合

例えば、購入記録情報の提供について承認送受信事業者に委託し、税関確認情報の取得について輸出物品販売場を経営する事業者自らが行う場合、「輸出物品販売場許可申請書」の「購入記録情報の提供等の方法」欄の、電子証明書の発行の要否及び電子メールアドレスを記載するとともに、承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称も記載します。

③ 識別符号の通知

上記②の許可申請に基づき輸出物品販売場の許可がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその許可通知とともに、輸出物品販売場ごとの識別符号が通知されます。

この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の取得を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切な管理が必要となります。

④ 電子証明書の取得・インストール

上記②イで、「輸出物品販売場許可申請書」の「購入記録情報の提供等の方法」欄に電子証明書の発行が必要と記載した場合、国税庁から委託を受けた認証局から免税販売管理シ

システム専用の電子証明書が発行されます。

免税販売管理システムでは、輸出物品販売場を経営する事業者及び承認送受信事業者から購入記録情報（又は税関確認結果のリクエスト）を受信する際に、免税販売管理システム専用の電子証明書がこれらの事業者の機器にインストールされているか否かで認証を行います。したがって、免税販売管理システムとインターネット回線等により直接接続する機器を有する場合は、免税販売管理システム専用の電子証明書の発行を受けて、機器に事前にインストールしておく必要があります。

具体的な流れについては、国税庁ホームページに掲載の「国税庁認証局（クライアント証明書発行手続等について）」をご参照ください。

（注） 電子証明書は複製して複数の機器にインストールすることができます。

#### ⑤ システムの構築・ソフトウェア等のセットアップ

上記②から④までの手続と並行して、購入記録情報の提供等を行うためのシステムの構築や、ソフトウェア等のセットアップ等の必要なシステム対応を行います。上記①ロの方法を選択した場合には、承認送受信事業者に相談してください。

なお、購入記録情報には、免税購入対象者から提供を受けた旅券等に記載された情報が含まれるため、当該情報を記録するための準備が必要となります。具体的には、旅券等に記載された免税購入対象者の氏名、国籍、在留資格、上陸年月日等を記録するためのパスポートリーダー等の機器の準備が挙げられますが、手入力による方法でも差し支えありません（パスポートリーダーの読取対象外となる在留資格及び上陸年月日については、別途入力作業が生じる可能性があります。）。

（輸出物品販売場許可申請書に記載する電子メールアドレス）

問26 「輸出物品販売場許可申請書」に購入記録情報の提供等の方法に関する事項として記載する電子メールアドレスについて教えてください。
--

【答】

「輸出物品販売場許可申請書」に購入記録情報の提供等の方法に関する事項として記載された電子メールアドレスは、電子証明書（クライアント証明書）の発行・更新手続に使用するため、電子証明書が必要となる場合のみ記載してください（電子証明書の発行要否の判断については、問27参照）。

記載する電子メールアドレスは、電子証明書の発行手続を受ける担当者等が使用する適宜の電子メールアドレスで差し支えありません（ドメイン等の制限はありません。）。

また、担当者等の交代等により電子メールアドレスの変更があった場合には、電子証明書に関する手続等の連絡を確実にを行うために、「輸出物品販売場等変更届出書」を納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

なお、「o」（オー）と「0」（ゼロ）等の判読が紛らわしい文字が含まれる場合は、電子証明書の発行を円滑に行うため、e-Taxで提出する又はフリガナ欄に明示する等の対応をお願いします。

（電子証明書（クライアント証明書）の発行要否の判断）

問27 輸出物品販売場の許可を受けようとする際に検討することとなる電子証明書（クライアント証明書）の発行要否について、どのように判断すればよいですか。

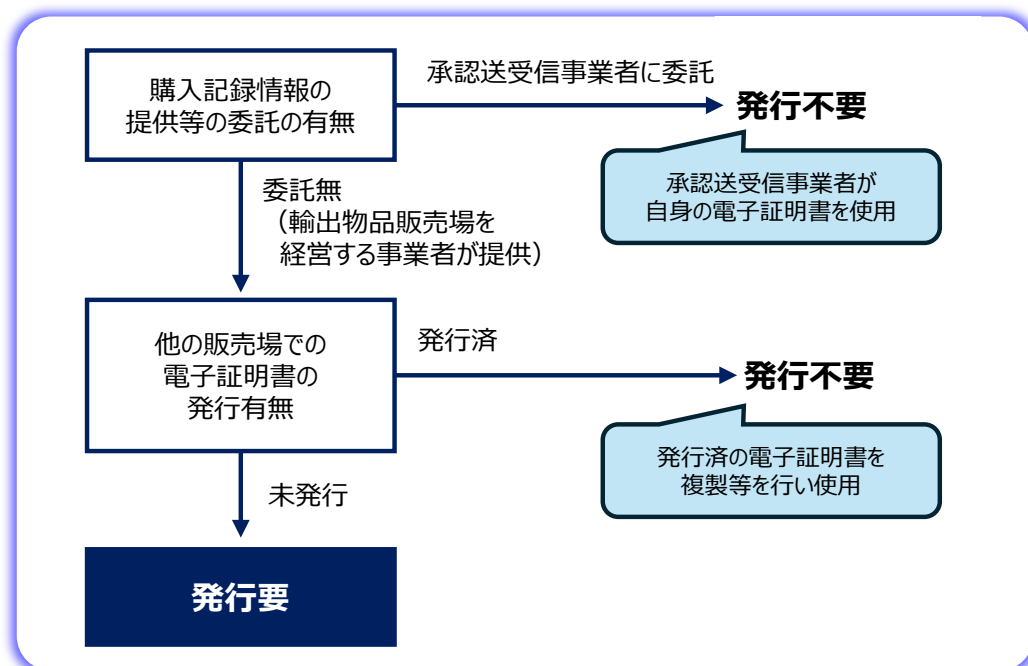
【答】

電子証明書（クライアント証明書）は、インターネット回線等を通じて免税販売管理システムと通信を行うために必要となります。

承認送受信事業者に購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を委託する場合については、免税販売管理システムとの通信は承認送受信事業者が行うこととなりますので、輸出物品販売場を経営する事業者において電子証明書の発行を受ける必要はありません。

一方で、輸出物品販売場を経営する事業者自らが購入記録情報の提供等を行う場合は、免税販売管理システムと通信を行うために、電子証明書の発行を受ける必要があります。

（電子証明書の発行要否の判断イメージ）



（注） 1 他の事業者が提供するソフトウェア（SaaS（クラウドのSoftware as a Service）として、提供されるソフトウェアを利用する場合も含まれます。）等を購入（又はライセンス契約）し、購入記録情報の提供等を行う場合で、購入記録情報の提供等の委託の有無が不明な場合は、そのソフトウェア等を提供する事業者にご確認ください。

2 「輸出物品販売場許可申請書」に電子証明書の発行が必要な旨を記載して許可を

受けた輸出物品販売場を廃止し「輸出物品販売場廃止届出書」を提出した場合等には、電子証明書は失効します（失効する具体的な時期については、問12（注）2参照）。そのため、存続する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を引き続き自ら実施するためには、「輸出物品販売場等変更届出書」に「電子証明書の発行を新たに受ける」旨の記載をして提出し、新たに電子証明書の発行を受ける必要があります。

（電子証明書（クライアント証明書）の有効期限等）

問28 電子証明書（クライアント証明書）に有効期限・利用料金があれば教えてください。

【答】

電子証明書（クライアント証明書）の有効期限は、3年間（発行日から3年後の月末日）です。引き続き電子証明書を利用する場合は、有効期間が満了する前に、新しい電子証明書への更新作業を実施する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページに掲載の「国税庁認証局（クライアント証明書発行手続等）について」をご参照ください。

また、国税庁や認証局が、電子証明書の利用料金を徴収することはありません。

なお、「輸出物品販売場許可申請書」に電子証明書の発行が必要な旨を記載して許可を受けた輸出物品販売場を廃止し「輸出物品販売場廃止届出書」を提出した場合や、購入記録情報の提供等の方法の変更等により「輸出物品販売場等変更届出書」に「電子証明書の失効」を希望する旨の記載をして提出した場合は、その廃止日以降、一定期間経過後（問12（注）2参照）に電子証明書は失効することとなります。

（複数の承認送受信事業者への委託）

問29 当社は、輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を承認送受信事業者（A社）へ委託していますが、これから新たに設ける販売場に係る購入記録情報の提供等は別の承認送受信事業者（B社）に委託しようと考えています。このように複数の承認送受信事業者に購入記録情報の提供等を委託することはできますか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送受信事業者に輸出物品販売場の購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を、委託して行わせることができます（消令18の4①）。

この購入記録情報の提供等に係る事務については、複数の輸出物品販売場を経営する事業者が、複数の承認送受信事業者と契約を締結し、販売場ごとに異なる承認送受信事業者に委託することもできます。

また、一の輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を、複数の承認送受信事業者に委託することもできます。

なお、「輸出物品販売場許可申請書」に記載した承認送受信事業者と異なる承認送受信事業者に購入記録情報の提供等に係る事務を新たに委託する場合、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨（承認送受信事業者の氏名又は名称及び識別符号）を記載し、その委託に関する契約書の写しを添付して、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消規7④）。

（購入記録情報の提供等の方法の変更等）

問30 購入記録情報の提供等の方法として、当初「輸出物品販売場許可申請書」に記載した方法を変更したい場合や電子証明書（クライアント証明書）の発行を新たに受ける必要が生じた場合等の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場許可申請書」に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく（輸出物品販売場を移転する場合には移転する日の前日までに）、「輸出物品販売場等変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（消規7④）。

したがって、購入記録情報の提供等の方法として「輸出物品販売場許可申請書」に記載した委託先の承認送受信事業者の変更や追加をする場合や、当初「輸出物品販売場許可申請書」において電子証明書（クライアント証明書）の発行の要否を「不要」として提出していたものの、その後に電子証明書の発行を受ける必要が生じた場合（例えば、問27（注）2のようなケース）は、その旨等を「輸出物品販売場等変更届出書」に記載し、次の書類を添付して、遅滞なく納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

変更の内容	添付書類	留意点
○承認送受信事業者に委託する方法から届出者が自ら提供する方法に変更	購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など）	この場合、電子証明書が必要となりますが、その発行手続には一定の時間を要するため、時間的余裕を持って届出書を提出してください。
○届出者が自ら提供する方法から承認送受信事業者に委託する方法に変更 ○委託先の承認送受信事業者の変更や追加	委託に係る契約書の写し	購入記録情報の提供等を今後は自ら実施しないときは、これまで用いていた電子証明書は通常、不要となるため、「電子証明書の失効」を希望する旨も併せて記載します。
○電子証明書の発行を新たに受ける	－（添付書類不要）	

輸出物品販売場の識別符号については、当初通知を受けたものを継続して利用することになります。

(購入記録情報及び税関確認情報の保存)

問31 国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報や国税庁（免税販売管理システム）から取得した税関確認情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。

【答】

輸出物品販売場制度による免税の適用を受けるためには、輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び国税庁（免税販売管理システム）から取得した税関確認情報<sup>(注1)</sup>を整理して、免税対象物品の販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又はその取引に係る事務所等（免税対象物品の販売を行った輸出物品販売場も含まれます。）の所在地に保存しなければなりません（消法8④、消令18⑩）。

購入記録情報及び税関確認情報は、電磁的記録<sup>(注2)</sup>又は印刷した書面<sup>(注3)</sup>により保存することとなります。

なお、購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を承認送受信事業者に委託して行わせる場合は、承認送受信事業者から購入記録情報及び税関確認情報の提供を受けて保存することとなりますが、一定の場合には承認送受信事業者のサーバ内での保存も認められます（問66参照）。

(注) 1 国税庁（免税販売管理システム）から提供する税関確認結果には、税関確認情報である「税関確認済」と税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」の2種類があります。免税の適用を受けるため保存が必要となるのは、このうち「税関確認済」です（「免税不可」は免税の適用を受けるために保存する必要はありません。）。

2 電磁的記録により保存する場合は、電子帳簿保存法規則第4条第1項に従って、一定の措置を講じる必要があります（消規6の4⑤）。電子帳簿保存法上の保存方法等について、詳しくは国税庁ホームページに掲載の「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」及び「電子帳簿保存法一問一答（Q&A）」をご参照ください。

3 印刷した書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り（消規6の4⑥）。

(参考) 購入記録情報及び税関確認情報に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、一定の場合を除き、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重されます（消法59の2、消令71の2①一）。

#### 4 税関による確認

(税関での持出し確認)

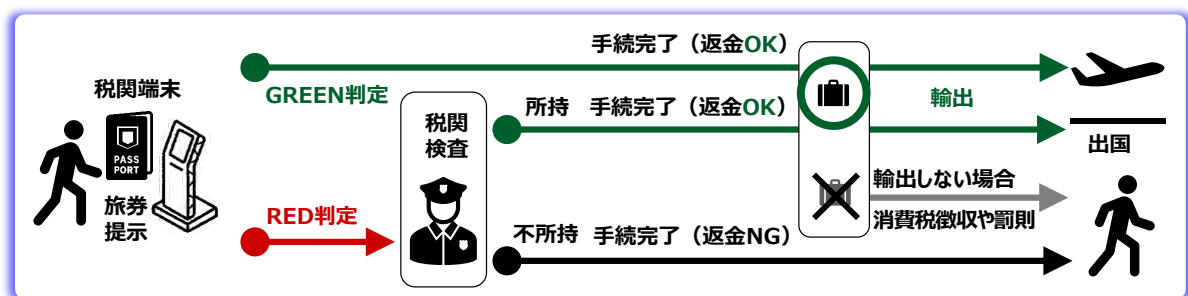
問32 免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関での確認はどのように行われますか。

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、出国する空海港で次のとおり手続を行います。

- ① 出国する空海港に設置してある免税手続用の端末に旅券を読み込ませます。
- ② 免税手続用の端末の画面上に税関検査の要否判定が表示され、
  - ・ 検査が不要と判定された場合（いわゆるグリーン判定）、これで税関での確認手続は終了となります。
  - ・ 検査が必要と判定された場合（いわゆるレッド判定）、税関の検査場所で免税対象物品の持出し確認を受けます。

(税関での持出し確認のイメージ)



- (注) 1 免税手続用の端末（キオスク端末又は電子端末）に旅券を提示等する際、輸出品販売場で手続を受けて購入した免税対象物品を全て所持している必要があります。そのため、空海港において手荷物の機内預けをした後に免税手続用の端末での手続を行うことはできません。
- 2 搭乗手続までに上記の税関での確認手続（検査が必要となった場合は必要な検査を含みます。）を完了する必要があります。そのため、時間的余裕を持って手続を行っていただく必要があります。搭乗手続に間に合わない等、免税購入対象者の都合により検査を途中で取り止めた場合は、税関の確認を受けたことになりません。
- 3 免税手続用の端末は、手荷物預け入れ前の国際線出発ロビー等に設置されます。免税手続用の端末による手続時間は、旅券の読み取りから結果判定まで数秒程度になります。
- 4 国内線から国際線に乗り継いで出国する場合、出国空港で手続を行う必要があります。
- 5 税関の検査場所での確認の際、輸出品販売場で交付されたレシートや領収書を

任意に提示していただき、確認を行うことがあります。

- 6 輸出物品販売場で手続を受けて購入した免税対象物品の全部又は一部を出国前に飲食等して所持していない場合には、免税手続用の端末による免税手続をすることなく、その旨を税関職員（窓口）に申し出る必要があります。
- 7 合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊の施設や区域内（以下「基地等」といいます。）から出国する場合の税関での確認手続については、事前に出国する基地等の最寄りの税関に対し当該構成員等自身がメールで出国日や旅券等の情報を送信して行います。なお、合衆国軍隊の構成員等が民間の空港（例えば成田空港や羽田空港など）から出国する場合の手続は、他の免税購入対象者と変わりません。

（V J Wを通じたオンラインによる持出し確認）

問33 一部の空港では、空港に設置してある免税手続用の端末のほか、オンラインで税関の確認手続を行うことができるのですが、その概要を教えてください。

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に、所持する旅券等を提示し税関の確認を受けるものとされています（消法8①、消令18⑤）。

この税関の確認は、免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、出国する空海港に設置してある免税手続用の端末に旅券を読み込ませて行うほか（問32参照）、特に旅行者の多い空港<sup>（注1）</sup>では、国際線出発ロビーの手続専用無線LANに接続可能なエリア内（保安検査場前まで）において、免税購入対象者のスマートフォン等によりオンラインで（Visit Japan Webを通じて）税関の確認手続を行うことができます。

この仕組みでは、免税手続用の端末では確認することができない輸出物品販売場での購入履歴（購入記録情報）や、税関確認により返金手続の対象となる購入記録情報の明細<sup>（注2）</sup>を免税購入対象者において確認することができます。

オンライン手続の利用には、税関確認を受ける前までにVisit Japan Webへの登録が必要です。詳細は、こちらをご確認ください。



（デジタル庁 HP）

（注） 1 オンライン手続が可能な空港は次のとおりです。

- ・ 成田国際空港
- ・ 羽田空港（東京国際空港）
- ・ 関西国際空港
- ・ 中部国際空港
- ・ 新千歳空港
- ・ 福岡空港

・那覇空港

- 2 輸出物品販売場を経営する事業者側で、購入記録情報に任意項目として追加された「販売場名称（英語表記）」を設定した場合、この明細に表示されます。

（クルーズ船を利用した場合の税関での持出し確認）

問34 日本国外（海外）発着のクルーズ船を利用する場合や日本発着のクルーズ船（日本から出発し、海外寄港後に日本に戻る航路）を利用した後に国内の空港から出国する場合（いわゆるフライ&クルーズの場合）、税関での確認はどのように行われますか。

【答】

日本国外（海外）発着のクルーズ船を利用する場合、国内における最後の寄港地から出国する際に、手荷物預け入れ前に免税手続用の端末により手続を行います。

また、日本発着のクルーズ船を利用した後に国内の空港から出国する場合（フライ&クルーズの場合）、一連の滞在期間に係る税関での確認手続は、国内の空港から出国するタイミングにおいて、その出国空港で（手荷物預け入れ前に）免税手続用の端末（キオスク端末又は電子端末）により手続を行います。そのため、クルーズ船利用時（海外に寄港するため一度出国するタイミング）において、手続を行う必要はありません。

（旅券の紛失・再発行があった場合）

問35 私は、輸出物品販売場で旅券を提示して免税購入手続を行った後、その旅券を紛失したため、在日領事館で旅券の再発行を受け、新しい旅券でも免税購入手続を行いました。このような場合、出国時（税関での確認を受ける際）に注意すべき点がありますか。

【答】

ご質問のように、旅券の紛失により旅券の再発行を受け、旅券番号の異なる旅券でそれぞれ免税購入手続を行ったような場合、出国時に、免税手続用の端末に新しい旅券を提示し手続を行うとともに、税関職員（窓口）に旧旅券でも免税購入手続を行った旨を申し出てください。

これにより、旧旅券で免税購入手続を行った免税対象物品についても、税関での確認を受けることができます。

（税関での確認の期限）

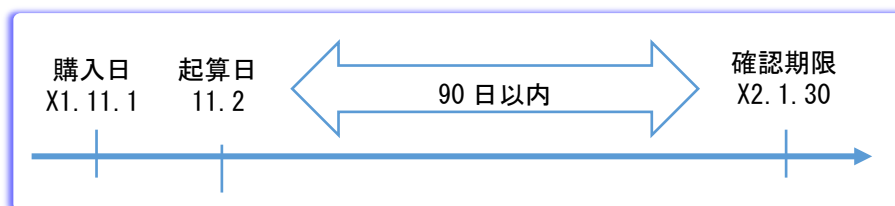
問36 免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関での確認は、いつまでに受ける必要がありますか。

【答】

輸出物品販売場で免税購入対象者に対して、免税対象物品を販売した場合であって、その免税購入対象者が当該物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けたときは、輸出物品販売場を経営する事業者において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けることができます（消法8①）。

この「購入日から90日以内」とは、購入日の翌日から計算して、90日目までの期間をいいます。

【税関での確認期限の例】



(注) 1 税関の確認を受ける免税購入対象者には、免税販売手続後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含みます（消令18⑤）。

2 免税購入対象者が購入日の翌日から90日以内に税関の確認を受けなかった場合には、国税庁（免税販売管理システム）を通じて、購入記録情報（一の販売（領収）単位）ごとに持出しが確認されなかった旨の情報が提供されます（問110参照）。

(参考) 免税購入対象者が税関の確認を受けた後に、免税対象物品を輸出しないこととなったときは、確認を受けた免税購入対象者から、免除された消費税額に相当する消費税を徴収することとされています（消法8⑥）。また、正当な理由なく、その免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合には、罰則の適用対象とされています（消法8⑤、65一、消基通8-1-8）。

(税関による確認の単位)

問37 免税購入対象者が免税対象物品を国外に持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受ける際、購入記録情報に含まれる商品のうち、一部の商品しか所持していなかった場合にはどのような取扱いとなるのか教えてください。

【答】

税関による免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの確認は、購入記録情報を単位<sup>(注)</sup>として行われます（消法8③）。したがって、税関での確認を受ける際に、同一の購入記録情報に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、当該購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、免税購入対象者はその確認を受けることはできず（消基通8-1-6）、輸出物品販売場を経営する事業者も税関確認情報を取得することはできないため、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について免税の適用は受けられません。

(注) 購入記録情報の単位とは、一の販売（領収）単位（基本的には、取引ごとに領収書やレシート等の書類を交付することが一般的であると考えられますので、このような取引の単位）をいいます。

(参考) 税関による確認の単位の具体例

【例1】次のような取引（A、B、Cの3つの商品を販売）について購入記録情報が作成され、税関での確認の結果、Cのみ不所持（A及びBは所持）だった場合、この取引の全て（A、B、Cの3つの商品）について、確認を受けることができないこととなります。

領収書 (レシート)		領収書 (レシート)	
<del>           ○○SHOP △△店            2026年12月5日 AM10:40         </del>		○○SHOP △△店 2026年12月5日 AM10:40	
品名A	×1 3,000 ← 所持○	品名A	×1 3,000 ← 所持○
品名B	×1 75,000 ← 所持○	品名B	×1 75,000 ← 所持○
品名C	×1 13,000 ← 不所持×	品名C	×1 13,000 ← 所持○
(合計)	∴ 91,000	(合計)	∴ 91,000

【例2】次のような取引（D店とE店の2店舗で商品を販売）について、それぞれ購入記録情報が作成され、税関での確認の結果、D店で販売した商品dのみ不所持（E店で販売した商品eは所持）だった場合、D店での取引は確認を受けることができないこととなりますが、E店での取引は確認を受けることができます。

領収書 (レシート)		領収書 (レシート)	
<del>           STORE◇ D店            2026年12月6日 AM9:10         </del>		SHOP△△ E店 2026年12月7日 PM4:30	
品名d	×1 8,000 ← 不所持×	品名e	×1 7,000 ← 所持○
(合計)	∴ 8,000	(合計)	∴ 7,000

(免税購入対象者が免税対象物品を購入後、出国までの間に飲食等した場合)

問38 免税販売手続を行い販売した食品について、購入した免税購入対象者から、出国前に当該食品を飲食したとの申出がありました。この場合、輸出物品販売場を営業者としてどのように対応すればよいですか。

【答】

輸出物品販売場で免税購入対象者に対して、免税対象物品を販売した場合であって、その免税購入対象者が当該物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けたときは、輸出物品販売場を営業者において、その確認

をした旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けることができます（消法8①）。

ご質問のように、免税販売手続を行った食品を免税購入対象者が出国前に飲食した場合、免税購入対象者は出国時に、その食品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けることができないため、輸出物品販売場を経営する事業者において税関確認情報を取得することはできず、免税の適用を受けることはできないことになります。

そのため、輸出物品販売場を経営する事業者においては、免税購入対象者に対し、輸出物品販売場において税関確認情報の提供を受けることができないため、免税の適用とならない旨を説明した上で、販売時に国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報については、これを取り消す対応（取消データの送信）を行います（購入記録情報の取消しについては問98参照）。

（免税対象物品の国内での消費や使用）

問39 免税購入対象者から、「出国までの間に輸出物品販売場で購入した免税対象物品を国内で消費又は使用した場合、どうなりますか。」との問合せがありました。輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に、所持する旅券等を提示し税関の確認を受けるものとされています（消法8①、消令18⑤）。

輸出物品販売場で購入した免税対象物品を国内で消費又は使用した場合、免税対象物品の種類に応じ、次のとおり取り扱われます。そのため、輸出物品販売場を経営する事業者においては、免税購入対象者に対し、次のとおり取り扱われる旨を説明します（税関による確認の単位については問37参照）。

免税対象物品	取扱い
飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品	<p>飲食料品や化粧品のような消耗品の全部又は一部を国内で消費した場合、購入時の免税対象物品（消耗品）がそのまま国外に持ち出されることにならないため、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関の確認を受けることができません。</p> <p>消耗品の全部又は一部を消費した場合は、免税手続用の端末等による免税手続をすることなく、その旨を税関職員（窓口）に申し出て下さい。</p>
上記消耗品以外のもの	<p>消耗品以外の免税対象物品については、出国するまでの間、国内で使用していたとしても、最終的に国外に持ち出される物品であれば、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関の確認を受けることができます。</p>

（注） 免税対象物品の一部となっている箱や袋等の梱包材と中身を分離した場合や、免税

対象物品を特定するに足りる事項（型番号など）が表示されている梱包材を廃棄した場合、その物品が輸出物品販売場で購入された免税対象物品であるか税関において特定できず、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関の確認を受けられない可能性があります。そのため、出国するまでの間、輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、箱や袋等の梱包材と中身を分離することや梱包材を廃棄することはせず、購入時の状態のままにさせていただくことで、円滑に税関の確認を受けることができます。

（免税購入対象者が消費税相当額を即時徴収された場合の免税の適用）

問40 当社が免税販売手続を行った商品について、免税購入対象者から「出国前に税関で消費税相当額の徴収をされた。」との申出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。

【答】

輸出物品販売場で免税購入対象者に対して、免税対象物品を販売した場合であって、その免税購入対象者が当該物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けたときは、輸出物品販売場を経営する事業者において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けることができます（消法8①）。

また、免税購入対象者が税関での確認を受けた後に、免税対象物品を輸出されないこととなったときは、確認を受けた免税購入対象者から、免除された消費税額に相当する消費税を徴収（即時徴収）することとされています（消法8⑥）。

ご質問のように、免税購入対象者が出国前に税関で消費税相当額の徴収（即時徴収）をされた場合であっても、輸出物品販売場において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）の提供を受け、その保存をすることで、免税の適用を受けることができます。

なお、輸出物品販売場を経営する事業者はその取得した税関確認情報等に基づき、免税対象物品に係る消費税相当額を免税購入対象者に返金することとなります。

## 5 直送、別送の取扱い

(免税購入対象者が輸出物品販売場から免税対象物品を国外へ直送する場合)

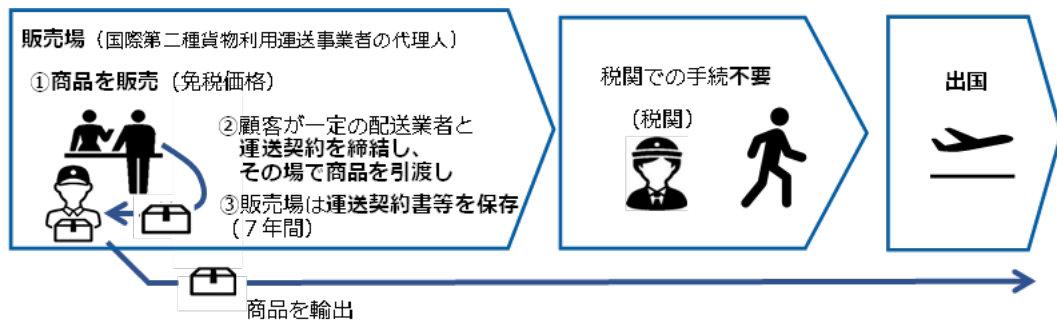
問41 免税購入対象者が輸出物品販売場から免税対象物品を国外へ直送することにより免税の適用を受ける場合の手続を教えてください。

【答】

販売場で顧客が国際第二種貨物利用運送事業者とその商品の輸出に係る運送契約を締結し、その販売場で当該運送事業者へ引き渡し、販売場を経営する事業者が当該運送契約に係る契約書等を保存することで消費税法第7条の規定による輸出免税制度の適用を受けることができる方式（いわゆる直送制度）について、その適用を受ける場合の手続（販売場を経営する事業者が運送事業者の代理人である場合）は次の①から③までのとおりです（消法7①一、消規5①三）。

この場合、消費税法第7条の規定による輸出免税制度が適用されるため、同法第8条の規定による輸出物品販売場における一連の免税販売手続（購入下限額である5千円の判定を含みます。）や購入記録情報の提供は不要です<sup>(注1)</sup>。また、販売場は輸出物品販売場に限りならず、顧客も免税購入対象者に限りられません（居住者であっても、直送制度の適用を受けることができます。）。さらに、この方法による場合、通常、通関業者による輸出申告が行われるため、顧客は、出国時にその物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受ける必要はありません。

(手続のイメージ)



### ① 商品を販売（免税価格）

販売場において商品を販売します。その際、輸出免税制度が適用されることを前提とした価格（税抜価格）で販売することができます。なお、代金を現金で受領するものについて、輸出免税制度の適用を受けるためには、仕向国における輸入許可書に相当する書類の保存が必要となります<sup>(注2)</sup>。

### ② 運送契約の締結・商品の引渡し

顧客が商品の輸出に係る運送契約を国際第二種貨物利用運送業者<sup>(注3)</sup>の代理人である販売場を経営する事業者と締結し、顧客は、購入した商品とその場で当該事業者へ引

き渡し、当該事業者は当該運送事業者に商品を引き渡します。

そのため、商品の荷送人（差出人）は、顧客となります。

③ 運送契約書等の保存

直送制度の適用に当たり、販売場を経営する事業者は、上記②に係る運送契約書等<sup>(注2、4)</sup>を納税地又は当該取引に係る販売場の所在地に保存します（輸出許可書（税関長が証明した書類）の保存は不要です。）。保存期間は、その譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です（消法7②、消規5①）。

(注) 1 輸出物品販売場において、免税購入対象者に物品Aと物品Bを販売し、物品Aは海外に配送（直送制度を利用）し、物品Bのみ免税販売手続を行う場合、購入記録情報の提供は物品Bのみ行うこととなりますが、免税購入対象者に交付する領収書やレシートについては、直送制度を利用した物品Aと免税販売手続の対象となった物品Bで分けて作成する必要はありません。

2 販売した商品の代金を現金又は支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法（以下「現金等」といいます。）で受領するものについて、輸出免税制度の適用を受けるには、運送契約書等に加え、その商品に係る「仕向国における輸入許可書に相当する書類」をその販売場を経営する事業者において保存する必要があります（消規5①三）。

なお、現金等以外の決済手段（クレジットカードなど）により代金を決済する場合、「仕向国における輸入許可書に相当する書類」の保存は不要です。

3 国際第二種貨物利用運送事業者とは、貨物利用運送事業法の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営業者をいいます。

4 販売場を営業者が保存することとされる運送契約書等に記載すべき事項は次のとおりです（消規5①三、消基通7-2-23(2)）。

- (1) 顧客の氏名又は名称
- (2) 運送契約を締結した年月日
- (3) 資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- (4) 資産の仕向地
- (5) 国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所等

(免税購入対象者の依頼に基づき事業者自らが国外へ商品を輸出する場合)

問42 免税購入対象者の依頼に基づき、輸出物品販売場を営業者自らが国外へ商品を輸出する場合、免税の適用を受けることができますか。

【答】

顧客（免税購入対象者に限りません。）への商品販売について、事業者（輸出物品販売場を  
経営する事業者に限りにません。）自らが顧客の指定する場所（国外）へ輸出する場合、消費税  
法第7条の規定による輸出免税制度の適用を受けることができます。

この場合、以下のケースに応じてそれぞれの書類等の保存が必要となります（消法7②、  
消規5①一二、消基通7-2-23(1)イ〜ハ）。

- ① 輸出許可を受ける貨物の場合：輸出許可書（税関長が証明した書類）
- ② 価額20万円超の資産を郵便物として輸出する場合：輸出許可書（税関長が証明した書類）
- ③ 価額20万円以下の資産を郵便物として輸出する場合：
  - ・ 小包郵便物又はEMS郵便物の場合、日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類及び発送伝票等の控え
  - ・ 通常郵便物の場合、日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

（注） 販売した商品の代金を現金又は支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものについて、輸出免税制度の適用を受けるには、上記①から③までのケースに応じた書類に加え、その商品に係る「仕向国における輸入許可書に相当する書類」を保存する必要があります（消規5①一二）。

（別送の取扱い）

問43 輸出物品販売場で購入した免税対象物品を免税購入対象者がEMS郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。

【答】

輸出物品販売場で購入した免税対象物品を免税購入対象者が出国する前に例えばEMS郵便物として国外に発送（いわゆる別送）し、出国時にその免税対象物品を現に所持していない場合、その物品を輸出したことを証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を提示したとしても免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて税関の確認を受けることはできません（消基通8-1-4）。

この場合、輸出物品販売場を営する事業者においては、税関確認情報の提供を受けることができないため、免税の適用を受けられないこととなります。

## 6 免税販売手続の委託

(免税販売手続の委託制度の概要等)

問44 免税販売手続の委託制度の概要や、輸出物品販売場を経営する事業者が免税販売手続を承認免税手続事業者に委託する場合に必要な税務署への届出手続について、教えてください。

【答】

### 【1. 制度の概要】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。）に係る事務を承認免税手続事業者（問48参照）に委託して行わせることができます（消令18の3①）。

この場合、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、次の措置を講ずる必要があります（消令18の3①）。

措置	具体例
免税手続カウンター（承認免税手続事業者が他の事業者の免税販売手続を行うための施設設備）において免税販売手続を行う免税対象物品が一般型輸出物品販売場において譲渡した免税対象物品と同一であることを確認できるようにするための措置	一般型輸出物品販売場において発行するレシートにより、その販売場で販売された物品であること及び物品の内容が確認できるようにする。 免税手続カウンターでは、免税購入対象者からレシートと物品の提示を受けて、一般型輸出物品販売場で販売された物品と免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認する。
免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないものであることを確認できるようにするための措置	一般型輸出物品販売場において発行するレシートに、スタンプ等で免税販売手続の既未済を表示する。
その他当該免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続に必要な情報の提供	一般型輸出物品販売場において発行するレシートにより、免税販売手続を行うために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、販売価額（税抜）の合計額等）が確認できるようにする。 免税手続カウンターでは、当該レシートの記載内容から、免税販売手続を行う日が購入年月日と同一日であること、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上 <sup>（注）</sup> であることを確認する。 （注） 免税手続カウンターにおける下限額の判定に係る合算の特例については問53をご参照ください。

また、承認免税手続事業者が免税手続カウンターで行う免税販売手続は、一般型輸出物品販売場において免税対象物品を譲渡した日と同一の日において行う必要があります（消令18②、消基通8-1-11）。

そのため、免税手続カウンターの所在地が一般型輸出物品販売場の所在地から著しく遠隔の地であるなどの理由により、免税対象物品を譲渡した日と同一の日に免税販売手続が行われない場合には、その取引について、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は免税の適用を受けることはできません（消基通8-1-11（注））。

このほか、承認免税手続事業者は、委託を受けて免税販売手続に係る事務を行った場合には、免税販売手続に係る一般型輸出物品販売場を経営する事業者に対し、当該事業者が購入記録情報の提供を行うために必要な情報を提供しなければなりません（消令18の3⑨）。

なお、購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）については、委託先の承認免税手続事業者が承認送受信事業者を兼務して行うことや、委託先の承認免税手続事業者以外の承認送受信事業者に委託して行うことができます（問67参照）。

## 【2. 申請届出の手続】

免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。）を承認免税手続事業者に委託して行わせることとして、輸出物品販売場の許可申請を行う場合、「輸出物品販売場許可申請書」の「輸出物品販売場の情報」欄に、その旨（承認免税手続事業者の氏名又は名称及びその納税地）を記載します（消法8⑦、消令18の2①、消規7①四イ）（許可申請書の添付書類については問14参照）。

（注） 免税販売手続を行う予定の事業者が、承認免税手続事業者として承認申請中である場合には、「輸出物品販売場許可申請書」の参考事項欄に、「承認免税手続事業者は承認申請中です。」と記載し、許可申請を行って差し支えありません。この場合（免税販売手続を併用する場合を除きます。）、一般型輸出物品販売場の許可は、承認免税手続事業者の承認後となります。

また、既に輸出物品販売場の許可を受け、これまで免税販売手続を自ら販売場で行っていた事業者（免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる旨（承認免税手続事業者の氏名又は名称及びその納税地）を記載した「輸出物品販売場許可申請書」の提出を行っていない事業者）が、新たに免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせることとなった場合（免税販売手続の併用（問45参照）を行う場合を含みます。）、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨を記載し、その委託に関する契約書の写しを添付して、遅滞なく、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消規7④）。

なお、免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる旨を記載した「輸出物品販売場許可申請書」又は「輸出物品販売場等変更届出書」の提出を行った事業者が、自ら免税販売手続を実施する（手続を併用する）場合、「輸出物品販売場等変更届出書」の提出は不要です。

(免税販売手続の併用)

問45 一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができるとのことですが、例えば閑散期は自ら免税販売手続を行い、繁忙期は承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることは可能でしょうか。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。）に係る事務を委託して行わせることができます（消令18の3①）。

このように承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせる場合であっても、一般型輸出物品販売場において免税販売手続を行うことはできますので、ご質問のように、一般型輸出物品販売場を経営する事業者自らその販売場で免税販売手続を行うほか、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者に委託して行わせる（併用する）こともできます（消基通8-1-12）。

なお、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせ、免税販売手続を併用する場合、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、一般型輸出物品販売場でまだ免税販売手続が行われていないことを確認できるための措置を講じて、同一の免税対象物品につき当該免税販売手続が重複して行われないようにする必要があります（消令18の3①二、消基通8-1-12但書）。

(注) 免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合の申請・届出手続については問44をご参照ください。

(複数の承認免税手続事業者への委託)

問46 一の一般型輸出物品販売場が複数の承認免税手続事業者と契約し、複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託することはできますか。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。）に係る事務を委託して行わせることができます（消令18の3①）。

この免税販売手続に係る事務については、一般型輸出物品販売場を経営する事業者が複数の承認免税手続事業者と契約を締結し、複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託することもできます。そして、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合、「免税手続カウンターにおいて免

税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置」を講ずる必要があります（消令18の3①二）。

そのため、ご質問のように複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託する場合、免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、当該一般型輸出品販売場や他の免税手続カウンターでまだ免税販売手続が行われていないことを確認できるための措置を講じて、同一の免税対象物品につき当該免税販売手続が重複して行われなないようにする必要があります。

なお、「輸出物品販売場許可申請書」に記載した承認免税手続事業者と異なる承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を新たに委託する場合、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨（承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地）を記載し、その委託に関する契約書の写しを添付して、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消規7④）。

（委託先の承認免税手続事業者の変更等）

問47 当社が経営する輸出物品販売場について、承認免税手続事業者に免税販売手続を委託していますが、委託先の承認免税手続事業者が変更、追加となる場合や、承認免税手続事業者への委託をやめて自ら販売場で免税販売手続を行うこととした場合の届出手続を教えてください。

【答】

「輸出物品販売場許可申請書」に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく（輸出物品販売場を移転する場合には移転する日の前日までに）、「輸出物品販売場等変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（消規7④）。

したがって、輸出物品販売場の情報（免税販売手続の方法）として「輸出物品販売場許可申請書」に記載した委託先の承認免税手続事業者を変更、追加する場合や、承認免税手続事業者への委託をやめて自ら販売場で免税販売手続を行うこととした場合には、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨を記載して、遅滞なく、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、承認免税手続事業者を変更、追加する場合には、その委託に関する契約書の写しを、自ら販売場で免税販売手続を行うこととした場合には、販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど）を添付します。

（承認免税手続事業者の承認申請手続・承認要件）

問48 承認免税手続事業者の承認申請手続や承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて、当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。）に係る事務を行おうとする事業者は、その設置する免税手続カウンターごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令18の3②）。

#### 【1. 承認申請手続】

承認免税手続事業者の承認を受けようとする事業者は、「承認免税手続事業者承認申請書」に、設置しようとする免税手続カウンターの所在等を記載し<sup>(注1)</sup>、設置しようとする免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど）<sup>(注2)</sup>を添付して、その設置する免税手続カウンターごとに申請することとなります（消令18の3③、消規8①②）。

(注) 1 複数の免税手続カウンターの設置承認を同時に受けようとする場合は、適宜の様式に、設置しようとする複数の免税手続カウンターの所在等をまとめて記載した一覧表等を作成し、「承認免税手続事業者承認申請書」に添付して納税地の所轄税務署長に提出することで、各免税手続カウンターについての設置承認申請を行うこととしても差し支えありません。

2 この書類は、これまでの承認免税手続事業者の承認申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。

#### 【2. 承認要件】

承認免税手続事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の①から③までの要件の全てを満たしていることが必要です（消令18の3④、消基通8-2-2）。

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限りません。）がないこと。
- ② 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を適正に実施するための体制を整備していること。

(注) 免税購入対象者であるかどうかの確認や、購入下限額の判定などの免税販売手続を適正に実施する体制が整備されているケースがこれに該当します。

- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

(一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務)

問49 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の一般型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者が、承認免税手続事業者としての承認を受け、その販売場において、他の一般型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことは可能です。

なお、承認免税手続事業者の経営する一般型輸出物品販売場(承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している当該一般型輸出物品販売場に限ります。)と、承認免税手続事業者として免税販売手続の代理を行う他の一般型輸出物品販売場における同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品の販売価額(税抜)の合計額を合算している場合には、その合算後の額により免税販売手続の対象となる下限額(5千円)以上であるかを判定することができます(消令18の3⑧)(問53参照)。

(承認免税手続事業者における免税手続カウンターの移転等の手続)

問50 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、免税手続カウンターを新たに設置する場合や移転する場合の手続について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて当該販売場の免税販売手続(購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を除きます。)に係る事務を行おうとする事業者は、その設置する免税手続カウンターごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければなりません(消令18の3②)。

そのため、既に承認を受けている免税手続カウンターとは別に新たに免税手続カウンターを設置して免税販売手続を行おうとする場合、新たに設置する免税手続カウンターについて、「承認免税手続事業者承認申請書」を提出して改めてその承認を受ける必要があります。

また、既に承認を受けている免税手続カウンターを移転する場合、その移転する日の前日までに、移転前及び移転後の免税手続カウンターの所在地等を記載した「輸出物品販売場等変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消規8③)。

なお、既に承認を受けている免税手続カウンターを廃止し、新たに免税手続カウンターを設置する場合には、廃止する免税手続カウンターについて、その廃止をしようとする日等を記載した「承認免税手続事業者不適用届出書」を提出するとともに、新たに設置する免税手続カウンターについて、「承認免税手続事業者承認申請書」を提出して改めてその承認を受ける必要があります(消令18の3②⑦)。



(免税販売手続に関する記録の保存)

問52 承認免税手続事業者は、委託を受けて行った免税販売手続に関して、何か記録を保存する必要がありますか。

【答】

承認免税手続事業者は、委託を受けて免税販売手続を行う一般型輸出物品販売場の別に、次の記録を作成して整理し、免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、承認免税手続事業者の納税地又は免税販売手続に係る事務所等（免税手続カウンターも含まれます。）の所在地に保存しなければなりません（消令18の3⑩、消規8⑤）。

- ① 免税購入対象者ごとの免税販売手続の記録（免税販売手続を行った日や販売価額（税抜）など）
- ② 複数の一般型輸出物品販売場の販売価額（税抜）と合算して購入下限額を判定した場合、その記録（例えば、A店舗とB店舗分を合算など）

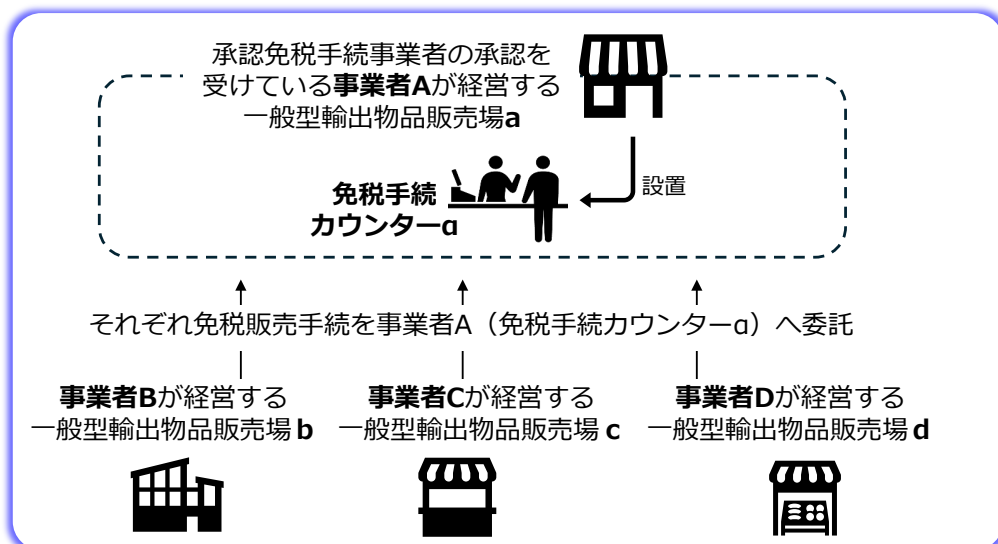
(免税手続カウンターにおける購入下限額の判定に係る合算の特例)

問53 一般型輸出物品販売場から委託を受けて免税販売手続を行う免税手続カウンターにおいて、その物品の販売価額（税抜）の合計額が免税販売手続の対象となる下限額以上の判定に係る合算の特例があるとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

一の免税手続カウンターにおいて、複数の一般型輸出物品販売場（承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、当該免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。問49参照）で同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品の販売価額（税抜）を合計して、免税販売手続を行う場合、その合計額により免税販売手続の対象となる下限額（5千円以上）の判定を行うことができます（消令18の3⑧）。

(購入下限額を合算できる範囲のイメージ：一般型輸出物品販売場a, b, c, dが合算可)



- (注) 1 免税手続きカウンターを運営する承認免税手続き事業者が、免税購入対象者から旅券等の提示・提供を受け、免税購入対象者への必要事項の説明を行うこととなります（消基通8-1-10）。
- 2 免税手続きカウンターで免税販売手続を行う全ての物品について、必ずしも合算して免税販売手続の対象となる購入下限額以上であるかの判定を行う必要はありません。

## 7 振替処理関係

(課税売上げから免税売上げへの振替方法)

問54 課税売上げとして処理した免税対象物品の販売について、税関確認情報を取得し保存した場合、免税売上げに振り替える処理が必要とのことですが、税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う必要があるのですか。

【答】

課税売上げとして処理した免税対象物品の販売は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすこととなりますので、その後に免税売上げに振り替える必要があります。この振替処理については、

- ① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法（下記処理例1）のほか、
- ② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法（下記処理例2）によっても差し支えありません。

【処理例1：税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う場合の仕訳例】

・ 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・ 上記販売に対応した振替処理

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

【処理例2：一定期間（例えば月次）に取得した税関確認情報に基づきまとめて振替処理を行う場合の仕訳例】

・ 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替

売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

(参考) 処理例2において、一括振替前に（例えば月の途中で税関確認情報を取得したため）返金が生じる場合

・ 振替前の返金時

仮払金	200,000	現預金	200,000
-----	---------	-----	---------

(注) 仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ありません。

・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替

売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	300,000
		仮払金	200,000

(免税対象物品を販売した課税期間後に税関確認情報を保存した場合の処理)

問55 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合、どのように処理すればよいですか。

【答】

輸出物品販売場制度による免税の規定の適用を受けるためには、購入記録情報及び税関確認情報を保存する必要があります(消法8④)。

免税対象物品を販売した課税期間の末日までに税関確認情報を取得<sup>(注1)</sup>した場合、その課税期間で振替処理を行うこととなりますが、ご質問のように、例えば、免税対象物品の販売をX1期で行い、税関確認情報の保存が翌期(X2期)となった場合、その販売を行ったX1期において課税売上げとして処理するとともに、税関確認情報を保存したX2期における免税売上げとする処理を継続的に行っているときは、その処理が認められます。

この場合において、販売を行ったX1期において課税売上げとして処理したものについては、税関確認情報を保存したX2期において、次のいずれかの方法により処理します(消基通8-3-4)。

- ① 税関確認情報の保存時(X2期)に売上げに係る対価の返還等(消法38①)<sup>(注2)</sup>があったものとして処理する方法
- ② 税関確認情報の保存時(X2期)の課税売上げの合計額から販売時(X1期)に課税売上げとした金額を控除する方法

(注) 1 税関確認情報の取得時点については、国税庁(免税販売管理システム)からの取得時点により判断しますが、承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者に提供された時点により判断しても差し支えありません。

2 対価の返還等があったものとして処理した場合であっても、適格返還請求書(返還インボイス)の交付は必要ありません。

(参考) 1 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なることとなった場合の振替処理(仕訳)例

・ X1期 販売時			
現預金	11,000	売上(課)	10,000
		仮受消費税	1,000
・ X1期 申告・納税時			
仮受消費税	1,000	現預金	1,000
・ X2期 税関確認情報保存時			
売上(課) <sup>*</sup>	10,000	売上(免)	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000
・ X2期 返金時			
未払金	1,000	現預金	1,000

※ この振替処理(X2期に「売上(課)」10,000円を借方に記載)のように、X2

期の課税売上げの合計額からX1期に課税売上げとした金額を減算する処理を行う場合には、上記②の方法で処理したものとされます。

- 2 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なることとなった場合の振替処理（消費税申告）例（イメージ）

【事例】 単位：万円（いずれも税抜金額）、適用税率：10%（国税分：7.8%）

	X1課税期間	X2課税期間
居住者への物品の販売（課税）	500	900
免税の適用対象となる免税対象物品の販売	300 <sup>※1</sup>	0

※1 この取引に係る税関確認情報はX2課税期間で取得・保存している。

【各課税期間における課税売上げ及び免税売上げの金額】

	X1課税期間	X2課税期間	
		答①による処理	答②による処理
課税売上げ	800 <sup>※2</sup>	900	600 <sup>※4</sup>
免税売上げ	0 <sup>※3</sup>	300 <sup>※5</sup>	300 <sup>※5</sup>
売上げに係る対価の返還等	—	▲300	—

※2 800 = 居住者への物品の販売（課税）500 + 免税対象物品の販売（税関確認情報未取得分）300

※3 免税対象物品の販売については税関確認情報を取得していないため、課税売上げとして計上。

※4 600 = 居住者への物品の販売（課税）900 - X1課税期間に課税売上げとした免税対象物品の販売300

※5 X1課税期間に課税売上げとした免税対象物品の販売300は、税関確認情報を取得・保存したX2課税期間に免税売上げ取引として計上。

【各課税期間における消費税申告】

	X1課税期間	X2課税期間	
		答①による処理	答②による処理
課税標準額	800	900	600
消費税額 <sup>※6</sup>	62.4	70.2	46.8
返還等対価に係る税額	—	▲23.4 <sup>※7</sup>	—
差引税額	62.4	46.8	46.8
課税売上割合	800/800	900/900 <sup>※8</sup>	900/900 <sup>※9</sup>

※6 消費税額は国税分7.8%

※7 300（課税売上対価返還）の国税分（7.8%）に対応する金額

※8 分母・分子それぞれ900 = 900（課税売上げ） + 300（免税売上げ） - 300（課税売上対価返還）

※9 分母・分子それぞれ900 = 600（課税売上げ） + 300（免税売上げ）

(販売時の適格請求書の交付)

問56 免税購入対象者に対して免税対象物品を税込価格（課税）で販売するとのことですが、この販売について、適格請求書（インボイス）を交付する必要はありますか。

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書（インボイス）を交付する義務が課されています（消法 57 の 4 ①）。

輸出物品販売場における免税対象物品の販売は、免税購入対象者である外国人旅行者等への販売であり、一般的には、インボイスの交付義務は生じないものと考えられます。

なお、免税対象物品の販売について、他の取引と同様、インボイスや適格簡易請求書（簡易インボイス）を交付しても差し支えありません。また、これらを交付している場合に、後日、税関確認情報の提供を受けたことに伴い、その取引が免税となったとしても、こうした免税販売の性質を踏まえ、既に交付したインボイスや簡易インボイスについて、何らかの処理が求められるものではありませんが、免税購入対象者の利便性の観点から、スタンプ等により「税関確認後は免税となる」旨の表示をすることもできます。

（注） 輸出物品販売場を経営する事業者において、何らかの理由で税関確認情報の取得ができず、免税の適用とならなかった（課税売上げとなる）取引について、当該事業者がインボイス又は簡易インボイスの写しを保存している場合には、売上税額の積上げ計算を行うことができます（消法 45⑤、消令 62①）。なお、免税対象物品の販売に際し、免税購入対象者がインボイス又は簡易インボイスを受け取らなかったなどにより、物理的にこれらを交付していない場合であっても、適用することができます。

## 8 返金手続関係

### (返金手続の主体)

問57 税関確認情報を取得した後に、免税購入対象者に消費税相当額を返金するとのことですが、この返金手続について教えてください。

#### 【答】

免税購入対象者への返金手続については、輸出物品販売場を経営する事業者自らが行うほか、承認送受信事業者等にその返金手続を委託するといった方法が考えられます。

(参考) 1 返金に対応予定の承認送受信事業者については、全国免税店協会ホームページにその一覧が掲載されています。

なお、全国免税店協会ホームページにも注記されている通り、この一覧は、全国免税店協会が各事業者からの申告に基づき取りまとめたものですので、国としてこの一覧に掲載されている承認送受信事業者について、返金に関する各種認可や保証等を表すものではありません。



(全国免税店協会HP)

2 返金手続をどのように実施するかは消費税法令において何らルールを定めているものではありません。具体的な返金方法については、例えば、銀行振込や、クレジットカード送金、アプリ送金、また税関の確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられます。

3 返金手続は、基本的に、税関確認情報を取得した後に行うこととなりますが、税関確認情報を取得する前に行うことも妨げられません。ただし、この事前返金を行ったものの、免税購入対象者が出国時に税関での確認を受けなかったときは、輸出物品販売場を経営する事業者は免税の適用を受けることはできません。そのため、返金後の販売金額により課税で販売したこととなり、事前返金を行う場合には、このようリスクがあることも踏まえ、事業者の責任において行う必要があります。

### (返金手続に当たり必要な資格等)

問58 当社は輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受け、免税購入対象者へ返金手続を行うことを検討しています。この返金手続に当たり、必要となる資格等がありますか。

#### 【答】

免税購入対象者への返金手続について、消費税法令において何らルールを定めているものではありません。また、その返金手続の委託を受ける者は必ずしも消費税法令上の承認免税手続事業者や承認送受信事業者である必要もありません。

一方で、輸出物品販売場を経営する事業者から返金手続の委託を受けた事業者は、消費税

法以外の法令に関して、例えば次のような対応が必要となります。これらの詳細については、各法律を所管する省庁にお問合せください。

内容		問合せ先
①事前準備	資金決済に関する法律に基づく資金移動業の登録	金融庁総合政策局 資金決済モニタリング室 (03-3506-6000)
②返金時	犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく特定事業者 <sup>※</sup> として、特定取引（例えば 10 万円以上の現金での為替取引を行うなど）を行う場合の本人確認の実施など <sup>※</sup> 銀行又は資金決済に関する法律第 2 条第 3 項に規定する資金移動業者等	各業法を所管する省庁又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室 (03-3581-0141)
	外国為替及び外国貿易法に基づく許可の対象（例：国連安保理決議等に基づく経済制裁措置の対象者や北朝鮮居住者等への返金など）でないかどうかの事前確認	財務省国際局 調査課外国為替室 (03-3581-4111)

(注) 輸出物品販売場を経営する事業者が自ら返金手続を行う場合、上記①の登録が必要となる場合があるほか、上記②の対応が必要となります。

(税関の確認後に返金が行えなかった場合の処理)

問59 免税購入対象者に対する返金処理を行おうとしたところ、返金先口座番号の記載誤りがあり、返金が行えませんでした。この場合、返金できなかった消費税相当額はどのように処理すれば良いか教えてください。

【答】

免税購入対象者に返金できなかった場合であっても、税関確認情報を保存していれば、免税の適用を受けることができます。

この場合において、免税購入対象者へ返金処理を行おうとしたものの、免税購入対象者側の都合（例えば、返金先口座番号の記載誤りや返金方法の登録誤り等）でやむを得ず返金できないときに、当事者間の契約により返金不要となった消費税相当額については、雑益（不課税）で処理することになります。

(注) この雑益で処理するまでの期間について、法令で定められているものではありません。この点、旅行者とのトラブルを避ける観点から、例えば、免税販売手続の際に免税店と旅行者の間で「旅行者側から返金申請が行われない場合、▲日経過した時点で返金是不可能なこととします。」等と案内し、あらかじめ合意しておくといった対応が考えられます。

### Ⅲ 自動販売機型輸出物品販売場制度

(自動販売機型輸出物品販売場の概要)

問60 自動販売機型輸出物品販売場の概要を教えてください。

【答】

自動販売機型輸出物品販売場とは、免税販売手続等（免税販売手続及び購入記録情報の提供）がその販売場に設置する自動販売機のみによって行われる輸出物品販売場をいいます（消令18の2②二）。

なお、自動販売機型輸出物品販売場における自動販売機については、免税販売手続等を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準<sup>(注1)</sup>を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するもの<sup>(注2)</sup>に限ります。）である必要があります。

(注) 1 免税販売手続等を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準は、次のとおりです（令和2年財務省告示第79号）。

- ① 免税購入対象者が所持する旅券の顔写真による本人確認を適正に行う機能を有すること。
- ② ①の本人確認で使用した旅券から、在留資格、上陸年月日その他の免税販売手続等に必要な情報を読み取る機能を有すること。
- ③ 免税販売手続等を行う場合に、当該自動販売機で物品を購入する者が免税購入対象者であることの確認及び当該自動販売機で販売する物品が免税対象物品であることの確認（その免税購入対象者に対して、同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する免税対象物品の販売価額（税抜き）の合計額が5千円以上であることの確認を含みます。）を行う機能を有すること。
- ④ 購入記録情報を国税庁長官に提供するための機能を有すること。
- ⑤ 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税対象物品を購入する免税購入対象者に対して説明しなければならない事項を説明するための機能を有すること。
- ⑥ 免税販売手続等が完了するまで当該免税販売手続等に係る免税対象物品を当該免税購入対象者に引き渡さない機能を有すること。
- ⑦ 自動販売機の故障その他の事由により免税販売手続等の一部でも正常に行うことができない場合には、当該免税販売手続等を中止する機能を有すること。
- ⑧ その他免税販売手続等を行う自動販売機として不適当な機能を有しないこと。

2 国税庁長官が観光庁長官と協議して、免税販売手続等を行うことができる機能を有する自動販売機として指定するものについては、国税庁長官告示により定められ、国税庁ホームページで公表されます。また、財務大臣が定める基準を満たす自動販売機に係る仕様書、指定申請要領等は国税庁ホームページに掲載されています。

(自動販売機型輸出物品販売場の許可申請手続・許可要件)

問61 自動販売機型輸出物品販売場の許可申請手続や許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

【1. 許可申請手続】

「輸出物品販売場許可申請書」に必要事項（指定自動販売機の識別情報として、その指定番号<sup>(注1)</sup>及び管理番号<sup>(注2)</sup>など）を記載し、次の①及び②の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行きます（消法8⑦、消令18の2①、消規7①②）。

なお、輸出物品販売場の許可申請に係る審査には、一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

パソコンからe-Taxソフトで許可申請書を作成の上、提出することもできますので、ぜひご活用ください。

① 輸出物品販売場に関する書類

販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類

【自動販売機設置契約書の写しなど】

② 購入記録情報の提供等の方法に関する書類

自ら購入記録情報の提供等を行う場合	購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託して行わせる場合
購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に使用する情報システムに関する内容を記載した書類 【販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など】	その委託に関する契約書の写し 【購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど】

なお、上記のほか、許可要件の確認のために追加資料の提出を依頼する場合があります。

(注) 1 「指定自動販売機の指定番号」とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 「自動販売機管理番号」とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

【2. 許可要件】

事業者が一の自動販売機のみを設置する販売場について、「自動販売機型輸出物品販売場」として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります（消法8⑦、消令18の2②二、消基通8-2-1(2)）。

① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場<sup>(注3)</sup>であること。

イ 現に国税の滞納（その滞納の額の徴収が著しく困難なものに限ります。）がないこと。

- ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと<sup>(注4)</sup> その他輸出物品販売場を営業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ② 一の指定自動販売機<sup>(注5)</sup>のみを設置する販売場であること。
- (注) 3 輸出物品販売場制度における「販売場」とは、一定の場所に実在する販売場をいい、例えばインターネットのウェブサイト上に設けられた商品販売の場所は販売場に該当しません(消基通8-2-1(注)1)。
- 4 「国税庁(免税販売管理システム)へ提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により税関長の確認に支障があると認められる場合」に該当して輸出物品販売場の許可が取り消された場合においては、その取消しの日から3年を経過しない場合であっても上記許可要件を満たす場合には、その許可申請書を提出することができます(消基通8-2-1(注)3)。
- 5 指定自動販売機とは、免税販売手続及び購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準(問60参照)を満たすもの(国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限りま)をいいます。

(許可を受けた販売場に設置する自動販売機を変更した場合)

問62 自動販売機型輸出物品販売場として許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合の手続について教えてください。

【答】

自動販売機型輸出物品販売場として許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合には、変更前及び変更後の「指定自動販売機の指定番号」及び「自動販売機管理番号」等を記載した「輸出物品販売場等変更届出書」に自動販売機設置契約書の写し等を添付して、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消規7④)。

## IV 承認送受信事業者

(承認送受信事業者の概要)

問63 承認送受信事業者の概要を教えてください。

【答】

承認送受信事業者とは、一定の承認要件（問64参照）を全て満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）で、輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を行うことにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者をいいます（消令18の4②）。

また、承認送受信事業者は、委託を受けて事務を行う輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供又は税関確認情報の取得を行った場合、その提供した購入記録情報又は取得した税関確認情報について、輸出物品販売場を経営する事業者に提供しなければなりません（消令18の4⑨）（問65参照）。

なお、承認送受信事業者は、委託を受けて輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を行う場合には、承認送受信事業者の識別符号を併せて提供しなければなりません（消規9④）。

(承認送受信事業者の承認申請手続・承認要件)

問64 承認送受信事業者の承認申請手続や承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

### 【1. 承認申請手続】

輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて輸出物品販売場の購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、「承認送受信事業者承認申請書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出し、承認送受信事業者の承認を受ける必要があります（消令18の4③、消規9①②）。

なお、承認送受信事業者の承認を受けた事業者に対して、納税地の所轄税務署長から承認送受信事業者の識別符号の通知が行われ（消規9③）、電子証明書（クライアント証明書）の発行手続を行うこととなります。

- ① 購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類【輸出物品販売場を経営する事業者向けマニュアルなど】
- ② 購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類【購入記録情報の提供等に係る端末（機器等）の操作要領など】

### 【2. 承認要件】

承認送受信事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次

の①から③までの要件の全てを満たしていることが必要です（消令18の4④、消基通8-2-3）。

- ① 現に国税の滞納（その滞納の額の徴収が著しく困難であるものに限り。）がないこと。
- ② 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制を整備していること。  
購入記録情報の提供等に必要な情報システムを有するなど、購入記録情報の提供等を適正な体制を整備している場合がこれに該当します。
- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

（承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報等の提供方法）

問65 承認送受信事業者が提供した購入記録情報又は取得した税関確認情報について、輸出物品販売場を経営する事業者に提供する方法を具体的に教えてください。

【答】

承認送受信事業者が提供した購入記録情報又は取得した税関確認情報（以下「購入記録情報等」といいます。）について、輸出物品販売場を経営する事業者に提供する方法としては、例えば、次のような方法があります（消基通8-3-3）。

- ① 承認送受信事業者のシステムと輸出物品販売場を経営する事業者のシステムをインターネット回線等で接続し、承認送受信事業者のシステムから輸出物品販売場を経営する事業者のシステムに購入記録情報等を送信する方法
- ② 承認送受信事業者が自らのシステムに購入記録情報等を記録・保存し、インターネット回線等を通じて輸出物品販売場を経営する事業者がそのシステムを自由に閲覧できるようにする方法（問66参照）
- ③ 承認送受信事業者が光ディスク等の記録媒体に購入記録情報等を記録し、輸出物品販売場を経営する事業者に交付する方法

また、輸出物品販売場を経営する事業者は購入記録情報等を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面で保存することもできるため（消規6の4⑥）、承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者に対する購入記録情報等の提供は、データにより提供する方法のほか、購入記録情報等を出力することにより作成した書面を交付する方法によることもできます。

なお、データでの提供又は書面の交付のいずれの方法であっても、税関確認情報については、遅滞なく提供又は交付する必要がありますが、購入記録情報については、月ごとに区切って定期的に行う等、免税対象物品の譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過する日までに、提供又は交付を行って差し支えありません。

(承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行った場合の輸出物品販売場を経営する事業者における購入記録情報等の保存(クラウドサービス等の利用))

問66 当社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得は、承認送受信事業者に委託しています。その購入記録情報及び税関確認情報について、承認送受信事業者が所有するサーバ内に保存することを考えていますが、このような保存方法は認められますか。なお、そのサーバは、当社が経営する輸出物品販売場に設置しているパソコンから直接アクセス可能であり、そのサーバに保存しているこれらの情報を必要に応じて閲覧し、書面で印刷することが可能です。

【答】

輸出物品販売場制度による免税の適用を受けるためには、輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁(免税販売管理システム)に提供した購入記録情報及び国税庁(免税販売管理システム)から取得した税関確認情報を整理して、免税対象物品の販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又はその取引に係る事務所等(免税対象物品の販売を行った輸出物品販売場も含みます。)の所在地に保存しなければなりません(消法8④、消令18⑩)。

購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を承認送受信事業者に委託して行わせる場合は、承認送受信事業者から購入記録情報及び税関確認情報(以下「購入記録情報等」といいます。)の提供を受けて保存することとなります。

この点、輸出物品販売場を経営する事業者が、承認送受信事業者のインターネット回線等を通じて、常時、直接、サーバ内に保存する購入記録情報等を閲覧することができ、かつ、承認送受信事業者が購入記録情報等を消費税法施行規則第6条の4第5項の規定に従って(電子帳簿保存法規則第4条第1項に従い一定の措置を講じて)<sup>(注)</sup>保存している場合、その閲覧することができる期間に限り、輸出物品販売場を経営する事業者においても承認送受信事業者から提供を受けた購入記録情報等を適切に保存しているものとして取り扱われます(消基通8-3-3(注)1)。

(注) 電子帳簿保存法上の保存方法等について、詳しくは国税庁ホームページに掲載の「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」及び「電子帳簿保存法一問一答(Q&A)」をご参照ください。

(「承認送受信事業者」と「承認免税手続事業者」の兼務)

問67 当社は、承認免税手続事業者として、委託を受けて一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行っています。その一般型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得についても当社で行うことを検討していますが、可能ですか。

【答】

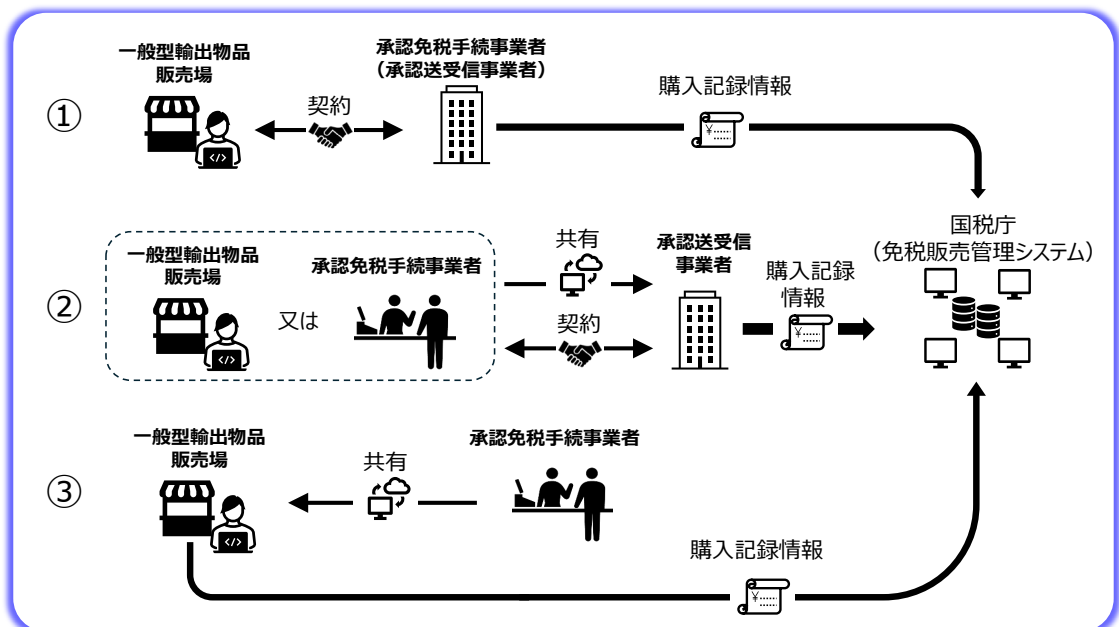
輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて輸出物品販売場の購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、「承認送受信事業者承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して、承認送受信事業者の承認を受ける必要があります（消令18の4②③）。

既に承認免税手続事業者として承認を受けている事業者が一般型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を行う場合も、あらかじめ「承認送受信事業者承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して、承認を受ける必要があります。

（参考） 承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託している一般型輸出物品販売場の購入記録情報の提供等の方法については、次の①から③までの方法が考えられます。

- ① 承認免税手続事業者が承認送受信事業者の承認を受けて、一般型輸出物品販売場を経営する事業者との間で購入記録情報の提供等に係る事務の委託契約を締結し、購入記録情報の提供等を行う方法
- ② 一般型輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者が他の承認送受信事業者との間で購入記録情報の提供等に係る事務の委託契約を締結し、その承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う方法
- ③ 一般型輸出物品販売場が自ら購入記録情報の提供等を行う方法

（購入記録情報の提供の流れ（上記①から③のイメージ））



（フランチャイズ店舗の対応）

問88 当社は、自社ブランド商品の販売についてフランチャイズ展開をしており、フランチャイズ本部として、加盟店との間において、独自のシステムで連携することにより、

各加盟店の売上等をリアルタイムに集約しています。当該システムを改修し、輸出物品販売場の許可を受けている各加盟店の購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得について当社が行うことを検討していますが、それは可能ですか。また、当社が他の承認送受信事業者と契約し、その承認送受信事業者が各加盟店に係る購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行うことは可能ですか。なお、当社は自社ブランド商品について直営店を有しておらず、輸出物品販売場の許可を受けていません。

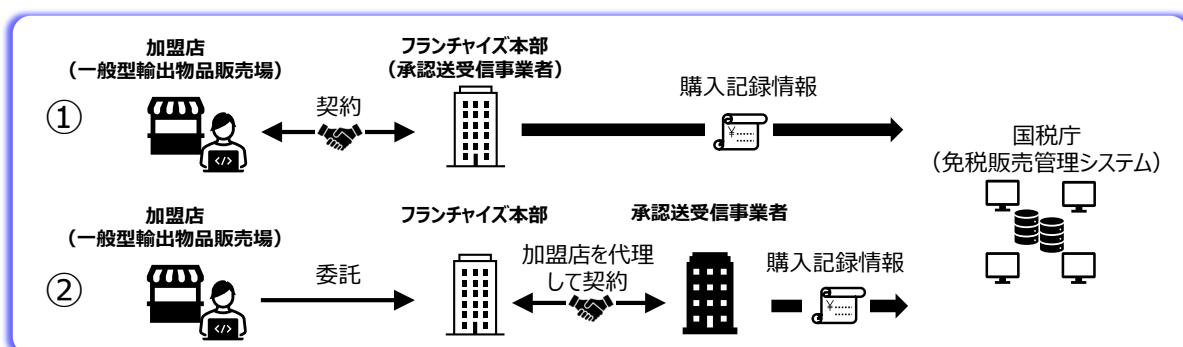
【答】

輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて輸出物品販売場の購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、「承認送受信事業者承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して、承認送受信事業者の承認を受ける必要があります（消令18の4②③）。

フランチャイズ本部が、承認送受信事業者として納税地の所轄税務署長から承認を受け、各加盟店（輸出物品販売場を経営する事業者）との間で、購入記録情報の提供等に係る事務の委託契約を締結することで、当該各加盟店に係る購入記録情報の提供等を行うことができます（下記ケース①）。

また、他の承認送受信事業者が、当該各加盟店に係る購入記録情報の提供等を行う場合には、その承認送受信事業者が当該各加盟店との間で、購入記録情報の提供等に係る事務の委託契約を締結することとなります。

ただし、フランチャイズ本部が、各加盟店を代理して、他の承認送受信事業者との間で、購入記録情報の提供等に係る事務の委託契約を締結する場合は、各加盟店が他の承認送受信事業者と直接契約せずに、その承認送受信事業者が各加盟店に係る購入記録情報の提供等を行うことができます（下記ケース②）。この場合、例えば「輸出物品販売場許可申請書」の「承認送受信事業者」欄には、フランチャイズ本部ではなく、他の承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。



（自社とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を行う場合）

問69 当社は、自ら輸出物品販売場を経営しており、保有するシステムで自ら購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を行っています。当社には輸出物品販売場を経営す

る別のグループ会社があり、このグループ会社が経営する輸出物品販売場の購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得についても当社が保有するシステムで行いたいと考えていますが、それは可能ですか。また、可能な場合にはどのようなことに注意すればよいですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて輸出物品販売場の購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）に係る事務を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、「承認送受信事業者承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して、承認送受信事業者の承認を受ける必要があります（消令18の4②③）。

ご質問の場合、貴社が承認送受信事業者の承認（問64参照）を受け、別法人であるグループ会社（輸出物品販売場を経営する事業者）との間で、購入記録情報の提供等に係る事務の委託契約を締結することで、グループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を行うことができます。

また、同一のシステムを使用して、貴社が経営する輸出物品販売場とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を行って差し支えありませんが、購入記録情報について、貴社が経営する輸出物品販売場について、自ら提供する購入記録情報とグループ会社が経営する輸出物品販売場について、承認送受信事業者として提供する購入記録情報とをそれぞれ適切に提供する必要があります（具体的には、貴社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報は、輸出物品販売場として通知された識別符号及び電子証明書（クライアント証明書）を、グループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報は、承認送受信事業者として通知された識別符号及び電子証明書を、それぞれ用いて送信する必要があります。）。

（承認送受信事業者における購入記録情報の提供等に係る事務に関する記録の保存）

問70 承認送受信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得に係る記録の保存について教えてください。

【答】

承認送受信事業者は、輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）について、免税購入対象者ごとに、当該購入記録情報の提供等に関し記録を作成して整理し、税関確認情報を取得した日（税関確認情報の取得をしない場合には、購入記録情報の提供を行った日）の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は購入記録情報の提供等に係る事務所等に保存しなければなりません（消令18の4⑩、消規9⑦）。

## V 臨時販売場制度

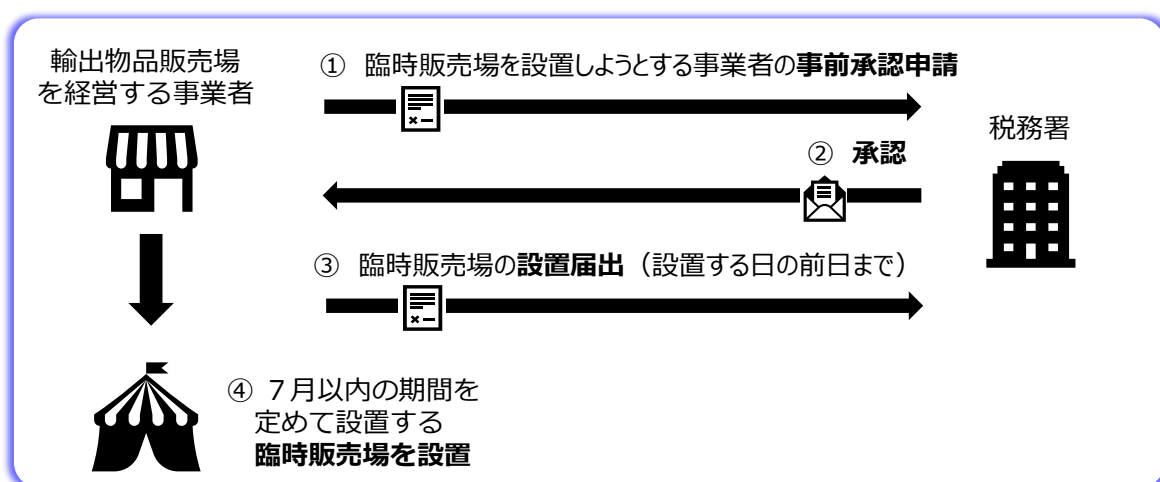
(臨時販売場制度の概要)

問71 臨時販売場制度の概要を教えてください。

【答】

「臨時販売場制度」とは、臨時販売場（免税購入対象者に対し免税販売物品を販売するために7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を営業者のみに限ります。）としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度です（消法8⑨⑩）。

(臨時販売場制度の概要)



【設置期間（7月以内）の計算方法（月の途中から販売場を設置する場合）】

期間の計算において、月の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月の起算日に相当する日の前日に満了することとされています（相当する日がないときは、その月の末日に満了することとなります。）。

(例) X年1月19日から設置する場合

起算日：X年1月19日

応当日の前日（設置日から7月以内）：X年8月18日

⇒ X年8月18日まで設置する販売場については、臨時販売場に該当しますが、X年8月19日以後も引き続き設置する販売場は、臨時販売場に該当しません。

※ 臨時販売場に該当しない販売場については、輸出物品販売場として許可を受けることにより、免税販売手続を行うことができます。

(臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続・承認要件)

問72 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続や承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

【1. 承認申請手続】

臨時販売場を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）は、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消法8⑩）。具体的には、設置を予定している臨時販売場の概要（イベント名など）や購入記録情報の提供等の方法を記載した「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）を行う者のパターンに応じ、それぞれ次の書類を添付して納税地の所轄税務署長に申請することとなります（消令18の5①、消規10①）。

経営する 輸出物品販売場	臨時販売場	添付書類
自ら実施	承認送受信事業者に委託	購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し
承認送受信事業者に委託	左記とは異なる承認送受信事業者に委託	
	自ら実施	自ら実施
承認送受信事業者に委託	左記と同じ承認送受信事業者に委託	－（添付書類不要）

【2. 承認要件】

臨時販売場<sup>（注1）</sup>を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）として承認を受けるための要件は次のとおりです（消令18の5②、消基通8-2-4）。

- ① 臨時販売場における免税販売手続及び購入記録情報の提供等に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者であること<sup>（注2）</sup>。

（注）1 臨時販売場制度における「販売場」とは、一定の場所に実在する販売場をいい、例えばインターネットのウェブサイト上に設けられた商品販売の場所は販売場に該当しません（消基通8-2-4（注）2）。

- 2 次のア及びイの体制が整備されている場合がこれに該当します。なお、アは一般型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けている事業者は通常、この要件を満たすことになり、イは臨時販売場における購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合、その委託に関する契約が締結されているケースがこれに該当します（消基通8-2-4（注）3）。

ア 臨時販売場における免税購入対象者の確認や免税対象物品又は購入下限額の判定などの免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備さ

れている。

イ 購入記録情報の提供等に必要な情報システムを有するなど購入記録情報の提供等に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている。

- ② 輸出品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないこと<sup>(注3)</sup>その他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

(注) 3 「国税庁(免税販売管理システム)へ提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により税関長の確認に支障があると認められる場合」に該当して輸出品販売場の許可又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認が取り消された場合においては、その取消の日から3年を経過しない場合であっても上記承認要件を満たす場合には、その承認申請書を提出することができます(消基通8-2-4(注)5)。

- ③ 一般型輸出品販売場に係る許可を受けている事業者であること<sup>(注4、5)</sup>。

(注) 4 自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者については、③の要件を満たす必要ありません。

- 5 一般型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者については、一般型輸出品販売場に係る許可を受けている事業者である必要があります。そのため、自動販売機型輸出品販売場のみを経営する事業者は、一般型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けることはできません。

(臨時販売場設置の届出)

問73 臨時販売場設置の届出手続について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに、その臨時販売場を設置しようとする期間等を記載した「臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消法8⑨、消規10③④)。

なお、同時期に複数の臨時販売場を設置することもできます。この場合、設置しようとする臨時販売場ごとに「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。ただし、複数の臨時販売場を同時に設置しようとする場合は、適宜の様式に「臨時販売場設置届出書」の必要事項をまとめて記載した一覧表等を作成し、「臨時販売場設置届出書」に添付して、納税地の所轄税務署長に提出することで、各臨時販売場について届出を行うこととしても差し支えありません。

≪「臨時販売場設置届出書」の添付書類≫

- ① 届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類【テナント契約書、出店許可書の写し等（自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置する場合には、自動販売機設置契約書の写しなど）】
- ② 一般型輸出品販売場とみなされる臨時販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者へ委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し
- ③ その他参考となる書類（②以外の場合（自ら臨時販売場において免税販売手続を行う場合）には、【免税販売手続マニュアル】）

（注） この書類は、これまでの輸出品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。

（臨時販売場設置届出書の事後提出）

問74 当社は、百貨店の期間限定イベント（夏季限定（3か月間）のイベントであり、出店する販売場は当該イベント終了をもって閉鎖します。）に出店していますが、免税販売手続を行う準備が整わなかったことから、販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することができませんでした。出店後に免税販売手続を行う準備が整い、「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、その提出日の翌日以後の期間について、臨時販売場制度による免税の適用を受けることができますか。なお、当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。

【答】

臨時販売場制度の適用を受けるためには、臨時販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消法8⑨）。

したがって、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合であっても、事前に「臨時販売場設置届出書」を提出していない場合には、当該臨時販売場は輸出品販売場とはみなされず、その臨時販売場で免税購入対象者に対して行う免税対象物品の販売について免税の適用を受けることはできないこととなります。

ただし、販売場設置時において免税販売手続を行う準備が整っていない場合や、設置期間の途中で臨時販売場制度の適用を受ける経営判断をする場合等も考えられるため、「臨時販売場設置届出書」の提出が臨時販売場設置日以後となった場合も、提出した日の翌日以後の期間については、臨時販売場制度による免税の適用を受けることができます。

この場合において、販売場の設置期間が7月以内かどうかの判定に係る起算日は実際に

販売場を設置した日となるため、「臨時販売場設置届出書」に記載する設置期間の始期は、実際に販売場を設置した日を記載してください。

(臨時販売場の免税販売手続を受託している承認免税手続事業者の免税手続カウンターにおける購入下限額の判定に係る合算の特例)

問75 当社は、一般型輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて、承認免税手続事業者として、免税カウンターで当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続を行っていますが、今般、夏季限定イベント（3か月間のイベント）へ出店する事業者から委託を受けて、その出店する臨時販売場の免税販売手続も行うこととなりました。この場合、免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続の対象となる下限額（5千円）の判定は、既に委託を受けている一般型輸出物品販売場の販売価額と臨時販売場の販売価額とを合算して行うことができますか。

【答】

承認免税手続事業者は、一般型輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて、一般型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場の免税販売手続に係る事務を行うことができます。

ご質問の場合、貴社の設置する免税手続カウンターにおいて、既に委託を受けている一般型輸出物品販売場で販売された物品の販売価額（税抜）の合計額と、一般型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場で販売された物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して、免税販売手続の対象となる下限額（5千円）以上であるかを判定することができます（消令18の3⑧）。

なお、免税手続カウンターで免税販売手続を行う物品の全ての物品について、必ず合算して免税販売手続の対象となる下限額以上であるかの判定を行う必要はありません。

(臨時販売場に関する事項を変更した場合の届出)

問76 臨時販売場に関する事項（その名称や設置期間、所在地、免税販売手続又は購入記録情報の提供等の委託の有無、指定自動販売機の指定番号又は管理番号等）を変更した場合の手続について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた事業者は、提出した「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請書」又は「臨時販売場設置届出書」の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、その変更事項等を記載した「輸出物品販売場等変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の5⑤、消規10⑤⑥）。

具体的には、次のような事項の変更があった場合に「輸出物品販売場等変更届出書」を提出することになります。

【「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に係る事項】

- ・ 購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）の委託の有無や委託先の承認送受信事業者<sup>（注1）</sup>
- ・ 購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書（クライアント証明書）の発行要否、電子証明書の失効

【「臨時販売場設置届出書」に係る事項】

- ・ 臨時販売場の名称や所在地、設置期間<sup>（注2）</sup>
- ・ 臨時販売場に設置する自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）
- ・ 免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者<sup>（注3）</sup>

- （注）1 新たに承認送受信事業者に委託する場合や承認送受信事業者を変更した場合には、その委託に関する契約書の写しを、新たに自ら購入記録情報の提供等を行うこととした場合には、販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領等を添付してください。
- 2 臨時販売場の所在地や設置期間を変更する場合、テナント契約書や出店契約書の写しなど、その変更内容が確認できる書類を添付してください。なお、設置期間が7月を超えることとなった場合については、問77をご参照ください。
- 3 新たに承認免税手続事業者に委託した場合や承認免税手続事業者を変更した場合には、その委託に関する契約書の写しを、新たに自ら販売場で免税販売手続を行うこととした場合には、販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど）を添付してください。

（設置期間が7月を超えることとなった場合）

問77 4か月設置するとして届出を行った臨時販売場について、期間を延長し、1年間設置することとなりました。4か月経過後も引き続き輸出物品販売場制度による免税の適用を受けたい場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

臨時販売場は、7月以内の期間を定めて設置する販売場に限られるため、1年間設置する販売場については、臨時販売場に該当しません（消法8⑨）。

また、7月を超える期間を設置期間とする「輸出物品販売場等変更届出書」を提出した場合も、輸出物品販売場とみなされる期間は、変更前の期間に限られます（消令18の5⑤）。

したがって、4か月経過後、7月を超えて引き続き輸出物品販売場制度による免税の適用を受けるため場合には、あらためてその販売場について輸出物品販売場として許可を受ける必要があります。

なお、輸出物品販売場の許可については、一定の審査期間を要しますので、時間的余裕を

持って手続を行ってください。

輸出物品販売場の許可申請については、問14、61をご参照ください。

(継続予定の販売場)

問78 当社は、ショッピングモールのテナントとして出店を考えています。当該テナントの賃貸借契約は6か月ですが、当該期間経過後も、賃貸借契約を更新して、出店を継続する予定です。臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合、当該販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該販売場は輸出物品販売場とみなされることとなりますか。なお、賃貸借契約書には自動更新についての定めはありません。

【答】

臨時販売場は、7月以内の期間を定めて設置する販売場に限られます。(消法8⑨)。

したがって、賃貸借契約の期間が7か月以内の場合であっても、賃貸借契約終了後も継続して販売場を経営する予定である場合は、「7月以内の期間を定めて設置する販売場」に該当しませんので、輸出物品販売場による免税の適用を受けるためには、臨時販売場に係る手続ではなく、輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

なお、出店を継続しないこととなった場合は、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

輸出物品販売場の許可申請については、問14、61をご参照ください。

(臨時販売場における購入記録情報の提供)

問79 臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場における購入記録情報の提供について教えてください。

【答】

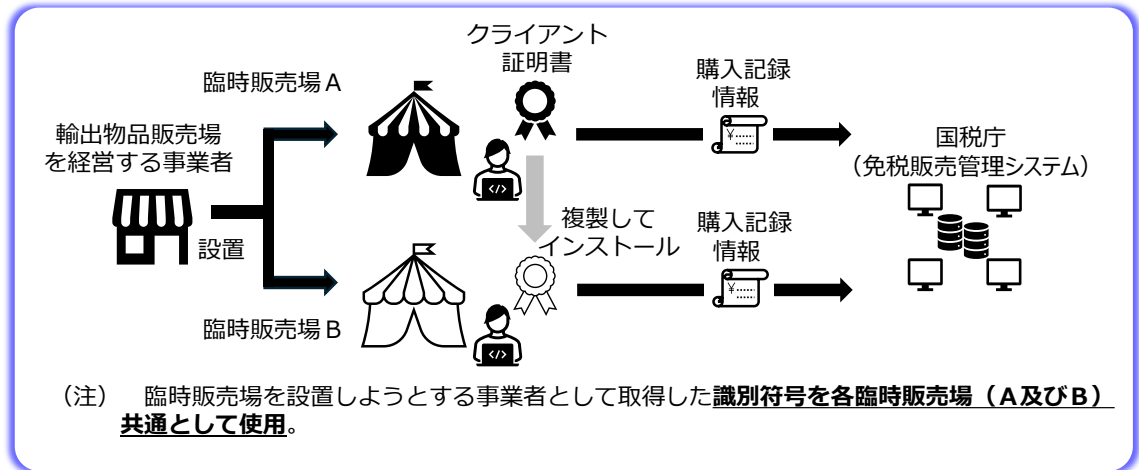
臨時販売場においても、輸出物品販売場と同様に、購入記録情報を免税販売手続の際に遅滞なく国税庁長官に提供する必要があります(消法8②⑨)。

臨時販売場については、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に購入記録情報の提供等の方法を記載し、輸出物品販売場ごとの識別符号とは別に、あらかじめ臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号として通知を受け、設置するいずれの臨時販売場についても同じ識別符号を使用して購入記録情報を送信することとなります(「臨時販売場設置届出書」を提出する都度、購入記録情報の提供等の方法を記載する必要はありません)。

また、臨時販売場に係る購入記録情報の送信用の電子証明書(クライアント証明書)<sup>(注)</sup>についても、設置するいずれの臨時販売場の機器にもインストールすることとなります。

(注) 臨時販売場に係る購入記録情報の提供等(購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得)に使用する電子証明書については、その事業者が輸出物品販売場で用いている電子証明書を複製(コピー)して、使用することもできます。

(臨時販売場における購入記録情報の提供のイメージ)



(臨時販売場に係る購入記録情報及び税関確認情報の保存)

問80 当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場に係る購入記録情報及び税関確認情報の保存について教えてください。

【答】

輸出物品販売場とみなされる臨時販売場で免税購入対象者に対して行う免税対象物品の販売について、免税の適用を受けるためには、国税庁(免税販売管理システム)に提供した購入記録情報及び国税庁(免税販売管理システム)から取得した税関確認情報を整理して、免税対象物品の販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又はその取引に係る事務所等(免税対象物品の販売を行った臨時販売場の所在地(臨時販売場の閉鎖後は納税地)を含みます。)に保存しなければなりません(消費法8④、消令18⑩)。

購入記録情報及び税関確認情報を電磁的記録又は印刷した書面により保存する場合の方法等については、問31をご参照ください。

## VI 免税販売管理システム

### 1 免税販売管理システムの概要

(免税販売管理システムの概要)

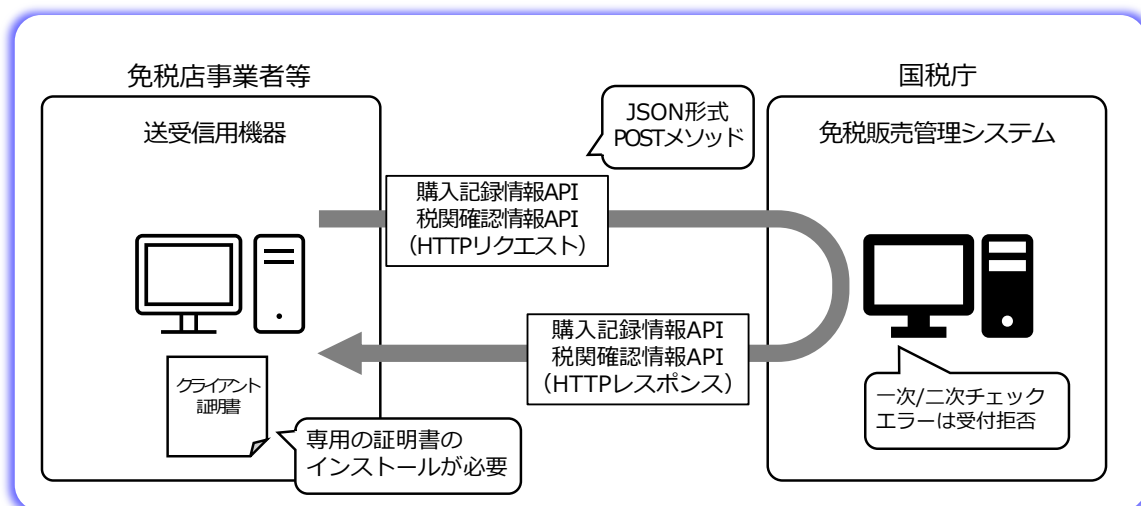
問81 免税販売管理システムの概要について教えてください。

【答】

免税販売管理システムは、国税庁が電子情報処理組織を用いて、輸出物品販売場を経営する事業者から提供される購入記録情報を受け付け、また、輸出物品販売場を経営する事業者  
に税関確認情報を提供するために運用しているシステムです。免税販売管理システムでは、  
24時間365日購入記録情報又は税関確認結果のリクエストを受信し、所定の内容チェック等  
を行った上、受信結果通知又は税関確認結果を事業者の機器に返却します。

具体的には、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」をご確  
認ください。

(免税販売管理システムのイメージ)



## 2 送受信環境

(インターネット回線等に接続可能な環境の準備)

問82 購入記録情報の提供や税関確認情報の取得を行うためには、必ずインターネット回線等に接続可能な環境を準備しなければならないのですか。

【答】

購入記録情報の提供等（購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得）は、国税庁の免税販売管理システムと事業者の使用するパソコン等をインターネット回線等で接続して行います。

したがって、購入記録情報の提供等を行うためには、インターネット回線等に接続可能な環境を準備する必要があります。

なお、購入記録情報の提供等を承認送受信事業者（問63参照）に委託する場合も、一般的には、購入記録情報の提供等に必要な情報を承認送受信事業者と共有するために、インターネット回線等に接続可能な環境を準備する必要があります。

(インターネット回線以外の通信回線)

問83 当社のセキュリティポリシーの関係から、お客様の個人情報が含まれる購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得については、インターネット回線以外の通信回線で行いたいのですが、どのような方法が可能ですか。

【答】

免税販売管理システムと接続するための通信回線は、インターネット回線によるほか、国税庁が用意したIP-VPN回線によることもできます。IP-VPN回線を利用する場合、国税庁が契約したIP-VPN回線業者との契約及び費用負担が生じます。IP-VPN回線の利用に関する手続については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムの利用について（IP-VPN回線の利用手続）」をご確認ください。

なお、免税販売管理システムでは、インターネット回線を含め、ネットワーク上を流れる個人情報等を暗号化することにより、盗み見及び改ざん防止を図っています。

(購入記録情報の送信、税関確認結果の照会に係るソフトウェア)

問84 国税庁が運用する免税販売管理システムやe-Taxにおいて、購入記録情報を送信、税関確認結果の照会を行う機能はありますか。

【答】

免税販売管理システムには、購入記録情報を送信、税関確認結果の照会を行う機能はありません。また、e-Tax等の国税庁が運用するその他のシステムにおいても購入記録情報を送信、税関確認結果の照会を行う機能はありません。

(購入記録情報、税関確認結果のデータ仕様)

問85 購入記録情報の送信、税関確認結果の照会の具体的なデータ仕様（データ型、桁数、チェック条件等）について教えてください。

【答】

購入記録情報のデータ仕様については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」の別紙1-3「購入記録情報インターフェース」、別紙A1-1「照会インターフェース（日時指定）」又は別紙B1-1「照会インターフェース（取引指定）」をご確認ください。

(テスト環境)

問86 開発したシステムの設計や機器のセットアップが正常かどうか事前に確認することはできますか。

【答】

免税販売管理システムでは、実際に購入記録情報の受付等を行う「本番環境」とは別に、システムの構築や機器のセットアップの検証のために「テスト環境」を用意しています。「テスト環境」の詳細や利用方法については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムテスト環境利用要領（令和8年5月）」をご参照ください。

(本番環境へのテスト送信)

問87 機器の立ち上げ時や店舗での日々の販売業務を開始する前等に、実際に行われると想定される取引に係る購入記録情報を本番環境にテスト送信することにより、免税販売管理システムと正常に接続が行われているか確認することは可能ですか。

【答】

「本番環境」には、実際に取引のあった購入記録情報のみを送信してください。

「テスト環境」は、接続先URLを除き「本番環境」と全く同一の仕組みとなっているため、テスト送信をする場合は、必ず「テスト環境」で実施してください。

なお、免税販売管理システムでは、購入記録情報の受信後、数秒から10秒程度で受信結果通知を返却するため、当該通知により、免税販売管理システムと正常に接続が行われているか等を確認してください。

### 3 購入記録情報の送信

(購入記録情報の受信結果通知が返却されない場合)

問88 免税販売管理システムに購入記録情報の送信を行いました。受信結果通知が返却されませんでした。この場合はどのように対応すればよいですか。

【答】

免税販売管理システムにおいて、購入記録情報を受信してから受信結果通知を返却するまでの所要時間は、数秒から10秒程度を想定しています。想定時間を超えて、受信結果通知が返却されない場合は、通信エラー等が発生している可能性があります。

- 1 HTTPステータスコード又は何らかのエラーメッセージが表示された場合  
原因を解明の上、再送信してください。

なお、想定される原因につきましては、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」の別紙7-3に掲載しておりますので、原因解明の参考としてください。

- 2 HTTPステータスコード又はエラーメッセージが表示されなかった場合

通信エラー又は正常受信のいずれも想定されますので、同じ内容で再送信を行ってください。当初送信にかかる受信処理が正常に行われていた場合は、二次チェックエラー（「免税販売管理システムAPI仕様書」別紙5-3）が返却されますので、このエラーコードで当初送信が受け付けられたか、ご確認ください。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合における返却された受信結果通知の内容の確認方法及び受信結果通知の返却が確認できない場合の対応については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(購入記録情報の送信結果の照会)

問89 これまでに送信した購入記録情報の受付状況について、後日、免税販売管理システムで照会する機能はありますか。

【答】

免税販売管理システムでは、受信結果通知を除き、送信した購入記録情報の内容等を事後に照会・検証する機能はありません。送信した購入記録情報については、送信者において適切に保存することとされており、その受付状況について確認するためには、免税販売管理システムから返却された受信結果通知も併せて保存する必要があります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合における購入記録情報の送信結果の照会・検証方法については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(エラーコードを含む受信結果通知への対応ができない場合)

問90 購入記録情報の送信後、免税販売管理システムから購入記録情報を受け付けていない旨の受信結果通知の返却があり、エラーコードが設定されていた場合において、既に免税購入対象者がその場を離れ、必要な情報の補正ができませんでした。この場合どうなりますか。

【答】

免税販売管理システムで購入記録情報を正常に受信できなかった場合は、免税販売要件を満たさないこととなり、免税が適用されないため、エラーとなった原因を特定し、修正したデータを送信する等、免税販売管理システムに購入記録情報が正常に受け付けられるまで、購入記録情報の送信を行う必要があります。

例えば、返却された受信結果通知でエラーコードの内容を確認した結果、法令で定められた免税購入対象者の旅券等の情報に関する記録項目に入力漏れがあることが判明し、免税購入対象者の旅券等の情報を再度確認する必要があるものの、既に免税購入対象者がその場を離れ、旅券等の情報を確認できない場合には、法令に定められた事項について情報の提供ができないこととなるため、免税の適用ができないこととなります。

(必須項目の誤送信)

問91 旅券番号や輸出物品販売場の識別符号を間違えて入力した購入記録情報を送信したところ、免税販売管理システムから正常に受信した旨の受信結果通知が返却されました。この場合、どうすればよいですか。

【答】

旅券番号や輸出物品販売場の識別符号を間違えて入力した購入記録情報を送信した場合は、法令上必要となる購入記録情報の記録項目が正しく提供されていないこととなるため、免税販売管理システムから正常に受信した旨の受信結果通知が返却された場合でも、免税の適用は受けられないこととなります。

したがって、誤って送信した購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、正しい購入記録情報を送信する必要があります(問98参照)。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(旅券等の情報の具体的な設定)

問92 免税購入対象者の旅券等の情報は具体的にどのように設定すればよいですか。

【答】

購入記録情報のデータ仕様等については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理シ



(品名の設定内容)

問93 当社の商品管理システムでは、具体的な商品名のほか、JANコード、当社独自の商品分類コード、型番、メーカー名等の詳細な情報を有していますが、購入記録情報の品名として何を設定するのですか。

【答】

品名については、商品の名称、型番、仕様、バージョン等を踏まえ、一般に免税対象物品を特定できる程度に具体的な情報を設定する必要があります。

その際、商品管理システムとの関係で、事業者独自の商品分類コード、メーカー名等の情報を付加しても差し支えありません。

なお、一般に商品を特定できないような内容である場合は、法令上の提供項目である「品名」(消規6の4①四)が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことの確認を受けられず、輸出品販売場を経営する事業者においては免税の適用が認められない場合があります。

また、免税対象物品がどのようなものであるかを税関で判断できない場合、税関の確認を受けられませんので、免税購入対象者から当該免税対象物品を販売した輸出品販売場に問合せが行われる可能性もあります。

免税販売管理システムにおいては「品名」とは別に任意項目として、JANコードや「商品分類」(問94参照)を設定することもできますので、ぜひご活用ください。

(商品分類の設定)

問94 購入記録情報の任意項目である「商品分類」はどのようなものでしょうか。任意項目のため、設定しなくてもよいでしょうか。

【答】

「商品分類」については、以下の16分類の中から販売した商品に応じ、購入記録情報に設定することになります。

(商品分類)

菓子類	靴・かばん・革製品
酒類	電気製品(デジタルカメラ/PC/家電等)
生鮮農産物	時計・フィルムカメラ
その他食料品・飲料・たばこ	宝石・貴金属
化粧品・香水	民芸品・伝統工芸品
医薬品	本・雑誌・ガイドブックなど
健康グッズ・トイレタリー	音楽・映像・ゲームなどソフトウェア
衣類	その他

(注) 上記16分類は、観光庁が公表している「インバウンド消費動向調査」における調

査項目（支出費目）と同様です。

この「商品分類」は任意項目ですので、必ずしも購入記録情報に設定する必要はありませんが、「品名」欄その他の記載等から税関で免税対象物品を特定できない場合は、法令上の提供項目である「品名」（消規6の4①四）が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。また、免税対象物品がどのようなものであるかを税関で判断できない場合、税関の確認を受けられませんので、免税購入対象者から当該免税対象物品を販売した輸出物品販売場に問合せが行われる可能性もあります。

そのため、輸出物品販売場において「商品分類」欄の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

（商品情報詳細の設定内容）

問95 販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合に設定することとされている「免税対象物品を特定するに足りる事項」（商品情報詳細）には、具体的にはどのような情報を設定するのか教えてください。

【答】

販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合には、購入記録情報として「免税対象物品を特定するに足りる事項」（商品情報詳細）を設定することとされています（消令18⑥、消規6の4①五）。

この「免税対象物品を特定するに足りる事項」とは、例えば、免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書、鑑別書若しくは保証書付きである旨の事項を商品の属性に応じて免税対象物品を具体的に特定するに足りるよう組み合わせた事項をいい、シリアル番号<sup>（注1）</sup>の付された腕時計のような免税対象物品については、その組み合わせた事項にシリアル番号を加えたものをいいます（消基通8-1-5、これらの内容及び具体例は下表参照）。そのため、商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合、購入記録情報として「商品情報詳細」欄には、その商品の属性に応じ、これらの事項を組み合わせ設定する必要があります（必須項目）<sup>（注2）</sup>。

シリアル番号の付された腕時計のような免税対象物品について、シリアル番号があるにもかかわらず、購入記録情報（「商品情報詳細（シリアルナンバー）」欄）にその設定がない場合、税関では購入された商品との同一性の確認ができないため免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。

なお、免税対象物品を特定するに足りる事項（シリアル番号を除きます。）を既に「品名」欄に設定している場合には、「商品情報詳細」欄に「品名欄に設定済み」と入力しても差し支えありません。

（注）1 シリアル番号とは、個別の商品を一意に特定するため、その商品に印字又は刻印

された固有の番号や記号をいいます。そのため、一の製造期間内に一連の製造工程により製造された商品の一群に付されるロット（製造）番号や記号は、個別の商品を一意に特定することができないため、シリアル番号に該当しません（消基通8-1-5（注）、ロット（製造）番号や記号は、購入記録情報の「品名」欄又は「商品情報詳細」欄に設定します。）。

- 2 購入記録情報として設定できる文字数は、「商品情報詳細」欄は全角又は半角で80文字、「商品情報詳細（シリアルナンバー）」欄は半角（英数字）20文字以内となります（詳細について国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」をご確認ください。）。

（「商品情報詳細」欄に設定する主な内容）

項目	設定内容
商品の具体的な名称	例えば「美術品」や「宝飾品」の場合には、「つぼ」や「ダイヤモンドの指輪」など具体的な名称
ブランド名	商品を提供又は製造する企業やブランドの名称
型番号	商品のモデルを特定するためのモデル名や型番号（シリアル番号を除きます。）
形状又は色彩等の特徴	形状や色彩、材質、サイズ、重量等の商品の外見その他の特徴が分かる情報
鑑定書、鑑別書又は保証書付きである旨	宝石類等で鑑定書（鑑別書）や保証書が付されているものがある場合には、その旨

（設定例：ブランド名や型番号がある商品の場合）

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
腕時計	ブランド名〇〇、型番AA12345、黒色系	X9999999
宝飾品 （指輪）	ダイヤモンドの指輪、ブランド名〇〇、モデル名〇〇、24K、鑑定書あり	—
婦人服 （コート）	毛皮のコート、ブランド名〇〇、灰色系	AAA000
バッグ	ブランド名〇〇、モデル名〇〇、赤色系、牛革、シリアル番号は背面側の内ポケット <sup>（注3）</sup>	123456789

（注）3 シリアル番号が商品の外観から容易に確認できない場合には、可能な限り、シリアル番号が付されている場所（ICタグである場合にはその旨とその場所）も併せて設定します。

（設定例：ブランド名や型番号が無い商品の場合）

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
美術品 （つぼ）	〇〇焼、〇〇太郎作、15cm程度、青色系、鑑定書あり	—
宝石	エメラルド原石、緑色、3cm程度 <sup>（注4）</sup> 、鑑別書あり	—

（注）4 形状・色彩等の特徴事項は、鑑定書（鑑別書）等に記載されており、「鑑定書あり」等と入力した場合には、設定しなくて差し支えありません。この場合、出

国時の手続で鑑定書等の提示が必要になる旨を免税購入対象者に説明します。なお、免税購入対象者が出国時に鑑定書等を所持しておらず、購入記録情報に登録された情報だけでは購入された商品との同一性の確認ができない場合には、その物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受けること（輸出物品販売場において税関確認情報の取得）ができないため、免税購入対象者は、その免税対象物品に係る消費税相当額の返金を受けることはできません。

（不適切な例：免税対象物品を特定できず免税の適用が認められない例<sup>（注5）</sup>）

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
音楽用品 （サククス）	楽器	—
宝飾品 （指輪）	ブランド名△△△	—
腕時計	黒色	—

（注）5 「商品情報詳細」欄に設定された内容により、免税対象物品を特定できない場合は、法令上の提供項目である「免税対象物品を特定するに足りる事項」（消規6の4①五）が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。

このように、販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合には、購入記録情報として「免税対象物品を特定するに足りる事項」（「商品情報詳細」欄）を設定する必要があるため、商品を販売した者（輸出物品販売場）と免税販売手続を行う者（承認免税手続事業者）が異なる場合（問44参照）には、免税販売手続に必要な情報を販売店から免税手続カウンターに提供するための措置を適切に講ずる必要があります（消令18の3①三）。

また、類似の形態で免税販売手続を行っている場合（商品の売場であるテナントと免税販売手続の専用カウンターが離れており、かつ、いわゆる消化仕入れの方式を採用している百貨店や大型小売店など）においても同様に、テナント形態を含む商品の売り場が免税手続の専用カウンターへの情報提供を行うなどして適切に「商品情報詳細」欄を設定する必要があります。

（同一商品を複数販売した場合の商品情報詳細の設定）

問96 同一商品を複数販売した場合、購入記録情報には通常、「品名A、数量2個、単価〇円、販売価額〇円」など一の物品情報として設定していますが、単価（税抜価額）が100万円以上の同一商品（シリアル番号が異なるもの）を複数販売した場合も同様に、一の物品情報としてまとめて設定することはできますか。

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品を国外に持ち出すことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けることとなります。この確認は、購入記録情報を単位として行われますが（消基通8-1-6）、持出し確認は個々の物品ごとに受けることとなります。

そのため、ご質問のように単価（税抜価額）が100万円以上の同一商品（シリアル番号が

異なるもの)を複数販売した場合には、税関において個々の免税対象物品ごとに持出し確認が行えるよう、1点ずつ物品情報(「商品情報詳細」欄及び「商品情報詳細(シリアルナンバー)」欄など)を設定します(一の物品情報としてまとめて設定することはできません。)

(100万円未満の商品に係る商品情報詳細の設定)

問97 販売した商品の単価(税抜価額)が100万円未満の場合は、「免税対象物品を特定するに足りる事項」(商品情報詳細)は任意項目とされているため、設定しなくてもよいでしょうか。

【答】

販売した商品の単価(税抜価額)が100万円以上の場合には、購入記録情報として「免税対象物品を特定するに足りる事項」(「商品情報詳細」欄)を設定することとされていますが(消令18⑥、消規6の4①五)、その商品の単価(税抜価額)が100万円未満の場合、「免税対象物品を特定するに足りる事項」(「商品情報詳細」欄)の設定は任意となります。

しかしながら、商品の単価(税抜価額)にかかわらず、「品名」欄その他の記載等から税関で免税対象物品を特定できない場合は、法令上の提供項目である「品名」(消規6の4①四)が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す(輸出することにつき税関の確認を受けられない可能性があります。また、免税対象物品がどのようなものであるかを税関で判断できない場合、免税購入対象者から当該免税対象物品を販売した輸出物品販売場に問合せが行われる可能性もあります。

そのため、輸出物品販売場において「免税対象物品を特定するに足りる事項」(「商品情報詳細」欄)の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

(返品・取消し)

問98 免税購入対象者に免税対象物品を販売して購入記録情報を送信した後、販売した商品の返品を受け、販売額を返金した場合、どのような対応が必要ですか。

【答】

免税購入対象者に免税対象物品を販売し、免税販売管理システムに購入記録情報を送信した後、販売した商品の返品を受けて販売額を返金した場合、当初の購入記録情報の取消データを遅滞なく免税販売管理システムに送信する必要があります(販売した商品の一部の返品を受けた場合は、当初の購入記録情報の取消データを送信後、改めて訂正後の購入記録情報を送信する必要があります。)

購入記録情報の誤送信等により取消する場合等についても、同様の処理となります。

なお、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す(輸出することにつき、税関の確認が

できたものとして税関確認情報が免税販売管理システムから提供された後に、商品が不良品であったとして返金を行うこととなった場合、購入記録情報及び税関確認情報のステータスは確定していますので、当初の購入記録情報を取り消す必要はありません。

取消データ送信に係る免税販売管理システムのインターフェース仕様については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」の4. 1. 3 留意事項をご確認ください。

他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(購入記録情報のデータ追越し)

問99 返品や取消しに伴う購入記録情報の修正データは、当初の購入記録情報より後に免税販売管理システムで受け付けられる必要がありますか。

【答】

通信回線等の影響により免税販売管理システムで返品や取消しに伴う購入記録情報の修正データが当初の購入記録情報より先に受け付けられたとしても、双方とも正常に受け付けた旨の受信結果通知が返却されている場合は、問題ありません。

(販売価額の設定)

問100 輸出物品販売場で免税購入対象者に対して行う免税対象物品の販売は、税関確認情報の取得・保存により免税が成立するため、免税対象物品の販売の際は税抜価格（免税）ではなく税込価格（課税）で販売していますが、購入記録情報の「販売価額」欄は税抜価額、税込価額のいずれを設定すればよいですか。

【答】

購入記録情報の「販売価額」欄は、税抜価額で設定します（消規6の4①四）。

なお、「輸出酒類販売場（輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場のうち、輸出酒類販売場の許可を受けた販売場）」で販売する酒類については、酒税額を含めた金額（消費税相当額は含まない税抜価額）で設定します。

(セット販売)

問101 複数の商品を組み合わせて価格設定を行っている免税対象物品を販売した場合に、個々の商品ごとに購入記録情報の物品情報として記録するとき、販売価額をどのように入力すればよいですか。

【答】

複数の商品を組み合わせて価格設定を行っている免税対象物品を販売した場合に、個々

の商品ごとに購入記録情報の物品情報を記録する場合は、設定されている価格を合理的にあん分する等の方法により、個々の商品ごとの販売価額を設定する必要があります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(値引き)

問102 免税購入対象者へ免税対象物品の販売を行う際、商品の値引きを行いました。この場合の購入記録情報の記録項目である単価や販売価額について教えてください。

【答】

免税対象物品の販売の際に商品の値引き（ポイントの利用による値引きを含みます。）を行った場合、購入記録情報として提供する商品の「単価」や「販売価額」に関する情報は、値引き後の税抜価額となります。

したがって、値引きの価額が個々の商品と対応していない場合には、値引き価額を合理的にあん分する等適宜の方法により、個々の商品の値引き後の税抜価額を送信する必要があります。

なお、個々の商品の値引き後の税抜価額が計算できることを前提に、値引き前の単価・販売価額と値引きの単価・値引き価額（－（マイナス）情報）を送信して差し支えないですが、物品情報の品目数は、値引き前の単価・販売価額と値引きの単価・値引き価額の2件としてカウントします。

【送信イメージ】商品A（1個10,000円（税抜））を2個販売して2,000円（税抜）値引き

① 値引き後の情報（純額）で設定する場合

送信番号	合計額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	18,000円	1	A	2個	9,000円	18,000円

② 値引き前の情報と値引き情報の両方を設定する場合

送信番号	合計額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	18,000円	1	A	2個	10,000円	20,000円
		2	A	2個	▲1,000円	▲2,000円

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(注) 支払手段として商品券やポイントの利用があった場合については、商品券やポイントの利用状況を購入記録情報に反映させる必要はありません。

(複数の物品に適用される値引き)

問103 特定の商品を組み合わせて購入した場合に適用される値引きや販売総額からの値引きについてどのように対応すればよいですか。

【答】

購入記録情報については、各商品の値引き後の販売価額情報を設定します。

なお、値引きの対応関係を明確にすることを前提として、値引き前の情報と値引き情報を設定しても差し支えありません。

したがって、特定の商品を組み合わせて購入した場合に適用される値引きや販売総額からの値引きを行った場合は、値引き額を各商品にあん分し、値引き後の純額（又は物品ごとに値引き前の情報と値引き情報の両方）で購入記録情報を設定します。具体的なあん分については、事業者において適宜の方法で行って差し支えありません。

他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

【送信イメージ】商品A（10,000円（税抜））と商品B（40,000円（税抜））を販売して2,000円（税抜）値引き（販売額比例あん分）

① 値引き後の情報（純額）で設定する場合

送信番号	合計額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	48,000円	1	A	1個	9,600円	9,600円
		2	B	1個	38,400円	38,400円

② 値引き前の情報と値引き情報の両方を設定する場合

送信番号	合計額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	48,000円	1	A	1個	10,000円	10,000円
		2	A	1個	▲400円	▲400円
		3	B	1個	40,000円	40,000円
		4	B	1個	▲1,600円	▲1,600円

(端数処理)

問104 購入記録情報の価額等の各記録項目は、整数値で送信することとされていますが、計算の過程で生じる1円未満の端数はどのように処理すればよいですか。

【答】

価額等の各記録項目の、計算の過程で生じる1円未満の端数については、適宜の方法で処理して差し支えありません。

ただし、購入記録情報の記録項目である「合計額」等については、個々の免税対象物品の「販売価額」の合計値と100円を超える差額が生じないようにする必要があります。

#### 4 税関確認結果照会

(税関確認結果の取得方法)

問105 免税販売管理システムから税関確認結果を取得する方法を教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者又は承認送受信事業者が、免税販売管理システムから税関確認結果（税関確認情報である「税関確認済」又は税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」）を取得する仕組みは、事業者側からのリクエストに基づきデータ提供する方式（Pull型API連携）となります。

この方式は次の2種類があります。

方式	説明
日時指定	「送信者識別符号（又は販売場識別符号）」及び「税関確認情報登録日時（自至）」でリクエストを行い、「税関確認情報登録日時（自至）」の範囲内（最大31日以内）でリクエスト条件と一致する税関確認結果を免税販売管理システムから返却する方式（1回のリクエストで照会できる件数は最大1,000件です。）。
取引指定	「送信者識別符号」、「販売場識別符号」及び「送信番号」でリクエストを行い、条件と一致する税関確認結果を免税販売管理システムから返却する方式（1回のリクエストで照会できる件数は1件です。）。

なお、日時指定の方式でリクエスト条件と一致する税関確認結果の件数が1,000件を超えていた場合は、エラーとなり、税関確認結果は返却されません。このような場合には「税関確認情報登録日時（自）」、「税関確認情報登録日時（至）」の期間を短くするなどリクエスト条件を見直して、再度1,000件以内となるようにリクエストしてください。

- (注) 1 「輸出物品販売場廃止届出書」を提出した場合であっても、その廃止日以降、国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果を取得することができる期間（税関確認結果が登録されてから460日間）は、引き続きその取得をすることができます。
- 2 税関確認結果照会のリクエスト内容は、受付時にチェックを行っており、チェック条件を満たさない場合にはエラーコードが返却されます。チェック条件等の詳細については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」をご確認ください。

(税関確認結果の「日時指定」に設定する識別符号)

問106 税関確認結果を日時指定の方式でリクエストする場合、送信者識別符号又は販売場識別符号を設定するとのことですが、どちらを設定するかで違いはあるのですか。

【答】

「日時指定」に設定する識別符号については「送信者識別符号」又は「販売場識別符号」を必ず設定することとされますが、これらのいずれか一方の設定により、条件に一致する税

関確認結果が返却されます。

なお、両方を設定した場合、&（アンド）条件で一致する税関確認結果が返却されます。

（購入記録情報の提供方法別のリクエスト条件に設定する識別符号の例）

購入記録情報の提供方法	税関確認結果のリクエスト条件		応答結果
	送信者識別符号	販売場識別符号	
輸出物品販売場を 経営する事業者が 自ら送信 (識別符号 X)	購入記録情報の 送信時に設定し た送信者識別符 号 (X)	設定なし	「送信者識別符号 (X)」 & 「販売場識別符号 (all)」で 検索した結果
	設定なし	購入記録情報の送 信時に設定した販 売場識別符号 (X)	「送信者識別符号 (all)」 & 「販売場識別符号 (X)」で 検索した結果
	購入記録情報の 送信時に設定し た送信者識別符 号 (X)	購入記録情報の送 信時に設定した販 売場識別符号 (A) ※ 事業者 (識別符号 X) が複数の販売場を 経営している場合 の販売場 (識別符号 A)	「送信者識別符号 (X)」 & 「販売場識別符号 (A)」で 検索した結果
承認送受信事業者 が送信 (識別符号 Y)	購入記録情報の 送信時に設定し た送信者識別符 号 (Y)	設定なし	「送信者識別符号 (Y)」 & 「販売場識別符号 (all)」で 検索した結果
	設定なし	購入記録情報の送 信時に設定した販 売場識別符号 (B) ※ 承認送受信事業者 Y が送信した販売場 B	エラー (照会権限がないため <sup>(注)</sup> )
	購入記録情報の 送信時に設定し た送信者識別符 号 (Y)	購入記録情報の送 信時に設定した販 売場識別符号 (B)	「送信者識別符号 (Y)」 & 「販売場識別符号 (B)」で 検索した結果

(注) 承認送受信事業者が送信者識別符号を設定しない場合、エラーとなります。リクエストできる税関確認結果照会の権限については、電子証明書（クライアント証明書）の資格情報により制限されます（問107参照）。

（税関確認結果の照会時の制限）

問107 税関確認結果を照会する際の制限（権限）について教えてください。

【答】

税関確認結果を照会（リクエスト）できるのは、

- ・ 輸出物品販売場を経営する事業者の場合はその経営する販売場の購入記録情報
- ・ 承認送受信事業者の場合は契約に係る販売場ごとに代理して送信した購入記録情報

に係る税関確認結果となります。（問106の「設定例」参照）また、リクエスト条件が権限の

範囲内であるか否かのチェックについては、電子証明書（クライアント証明書）の資格情報の識別符号も使用しています。

そのため、リクエスト条件に、電子証明書の資格情報の識別符号が含まれない場合（リクエスト条件に事業者自身の識別符号を設定しない場合）、権限外としてエラーとなりますので、ご注意ください。

なお、一の輸出物品販売場に係る税関確認情報の取得に係る事務を複数の承認送受信事業者が受託している場合、各承認送受信事業者が照会（リクエスト）できるのは、その輸出物品販売場ごとに代理して送信した購入記録情報に係る税関確認結果となります。そのため、他の承認送受信事業者が送信を行った（自身が送信を行っていない）購入記録情報に係る税関確認結果を取得することはできません。

（税関確認結果と購入記録情報の照合）

問108 税関確認結果を日時指定の方式により取得しましたが、税関確認結果に対応する購入記録情報を確認する方法として、どのような方法がありますか。

【答】

国税庁から提供する税関確認結果（税関確認情報である「税関確認済」又は税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」）に含まれる項目は、次のとおり設定したリクエスト条件のほか、税関確認結果に係る情報のみとなりますので、ご注意ください（購入記録情報に係る全ての項目が含まれているわけではありません。）。

- ① 照会時に設定したリクエスト条件：「送信者識別符号」、「販売場識別符号」、「税関確認情報登録日時（自）」、「税関確認情報登録日時（至）」
- ② 検索の処理結果：正常終了、エラーを区分した「処理結果」、リクエスト条件と一致した件数を示す「税関確認結果情報件数」など
- ③ 税関確認結果：リクエスト条件と一致した税関確認情報の「送信者識別符号」、「販売場識別符号」、「送信番号」、「税関確認情報登録日時」、「税関確認情報区分」など

そのため、国税庁から提供する税関確認結果に含まれる「送信者識別符号」、「販売場識別符号」及び「送信番号」に基づき、輸出物品販売場において保存している購入記録情報と完全一致する税関確認結果とを照合することで、その税関確認結果に対応する基の購入記録情報を確認することができます。

税関確認結果の見方については、問110をご参照ください。

（税関確認結果が0件となる場合）

問109 税関確認結果照会を行いました、その結果が0件で返却されました。結果が0件となるケースはどのような場合か教えてください。また、エラーが返却される場合との違いを教えてください。

【答】

国税庁（免税販売管理システム）から返却する税関確認結果が0件となる場合について、次のようなケースが考えられます。

- ・ そのリクエストの時点で免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認をまだ受けていない
- ・ 送信した購入記録情報（旅券番号）に誤りがある

また、税関確認結果照会のリクエスト内容は、受付時にチェックを行っており、チェック条件を満たさない場合にはエラーコードが返却されます。このエラーは、例えば次のようなケースで返却されます。

- ・ 「税関確認情報登録日時（至）」に未到来の日時を設定している
- ・ 「税関確認情報登録日時（自）」から「税関確認情報登録日時（至）」までの期間が31日を超えている

チェック条件等の詳細については、国税庁ホームページに掲載の「免税販売管理システムAPI仕様書」をご確認ください。

（税関確認結果の見方）

問110 免税販売管理システムから返却される税関確認結果の見方を教えてください。

【答】

免税販売管理システムから返却する税関確認結果には、「税関確認情報区分」が含まれており、この「税関確認情報区分」には、次の2種類があります。

区分	内容
税関確認情報である「税関確認済」	・ 免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて、購入日から90日以内に税関の確認を受けることができたもの
税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」	・ 税関での確認により免税対象物品を持ち出さない（輸出しない）ことが確認できたもの ・ 免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて、購入日から90日以内に税関の確認を受けることができなかったもの

上記のいずれかに該当する場合のみ、税関確認結果として提供します。「税関確認情報件数」が0件である場合、そのリクエスト時点において、その免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認をまだ受けていないことなどが考えられます。